

きみは リッチ？

知るぽると 金融広報中央委員会

—多重債務に陥らないために—



きみはリッチ？—多重債務に陥らないために—



Contents もくじ

『きみはリッチ？』 — この本で伝えたいこと — 2

プロローグ — きみならどうする？— 3

1 ザ・借金 — クレジットもローンも借金！— 4

2 カードのはなし — カードは“ドラえもんのポケット”ではありません — 6

3 クレジットのはなし — クレジットは夢のしくみ？— 8

4 多重債務者のはなし — 悲しき多重債務者からのメッセージ… — 12

5 利息のはなし — 利息の数字の見方や、利息制限法について知ろう — 14

6 契約のはなし — 「契約」はあなたをしばります — 18

7 保証人のはなし — 気軽に保証人になると… — 20

8 ヤミ金融のはなし — 甘い誘いのウラに — 22

9 多重債務に陥らないために 25

10 自己破産のはなし 29

Q&A（相談コーナー） こんなときどうしたらいいの？ 32

エピローグ — 豊かなくらしへのメッセージ — 38

読み終えて、これから…！ 41

[資料]

弁護士会の全国の相談窓口一覧 42

司法書士会の全国の相談窓口一覧 43

日本司法支援センター（法テラス）の全国の相談窓口一覧 44

消費生活センター等の全国の相談窓口一覧 45

はじめに

現在の私たちの暮らしは、さまざまな物があふれる大変豊かなものになりました。また、クレジットカードが普及し、利用者の社会的な信用にもとづいて、手元にお金がなくても欲しい物を買うことができるなど、たいへん便利な社会になりました。

しかし、その便利さの一方で、金銭の価値に対する感覚を鈍らせたり、契約やカードなどに対する理解不足から、思わぬトラブルに巻き込まれる危険と隣合わせの社会でもあります。複数の金融業者から次々とお金を借りた結果、生活に行きづまってしまう、いわゆる「^{にぶ}多重債務」^{たじゅうさいむ}が、社会的に大きな問題となっています。

このような社会の中で、私たちが身のまわりにある便利さを、主体的に判断して有効に活用するためには、物やサービス、そして金銭の価値に対する正しい感覚とともに、カードやお金を借りる際の「仕組み」や「契約」などに関する基本的な知識が必要となります。

本書では、クレジットやカード、利息、契約、保証などの、社会生活のうえで身に付けなければならない基本的な知識などを分かりやすく解説とともに、「多重債務」問題に巻き込まれないための知識や心構え、そして、万一对立に巻き込まれた場合の解決のヒントを紹介しています。

皆さん、契約や金銭に関することで疑問に感じたことがあったときは、この本を読みかえしてみましょう。かならず手がかりが見つかるはずです。

社会に羽ばたこうとしている高校生の皆さん、自ら主体的に判断し、適切に行動することができる消費者となることを期待しています。

金融広報中央委員会
(事務局 日本銀行情報サービス局内)

『きみはリッチ?』—この本で伝えたいこと—

ある独身女性の話から…

都会ぐらしにあこがれて、家財道具をそろえるのにクレジットカードを使い始めました。19万円ほどの給料から月3万円の支払いはとくに無理はありませんでしたが、素敵な家具に囲まれると部屋のほかの部分が気になり、社会人2年目に引っ越しすることにしました。^{すてき} 5 そのときの引っ越し代と敷金はカードのキャッシングで50万円引き出して支払いました。毎月の支払いも増え、^こ 家賃も上がり負担を感じていたころ、「インターネットセキュリティ管理業務¹」の資格取得の講座（50万円）を友人に勧誘され、ローンを組んで受け始めました。ところが講座を修了し資格を取得したのですが、仕事はなく、返済も^{やさん} 家賃を含め月15万になっていきました。給料では返済できず、テレビCMで見た大手の消費者金融会社²から借り入れし、やがて別の消費者金融会社からも借りるようになっていきました。………

(梅沢広昭著『借金ブラックホール』同時代社刊より)

この本で伝えたいこと

きみは「カードを見せたりサインで何でも買うのがカッコイイ！」と思いますか。「重^{さいふ} 15 たい厚い財布にお金をジャラジャラさせながらもち歩くのはやめたい！」と思いますか？

カードは何でも買えるふしきな“ドラえもんのポケット”みたいですが、あとから「代金を支払ってください」と確実に請求書^{せいきゅうしょ}がまわってきます。カードを使うということは、個人の信用によってショッピングをすること、本当は一時的に“借金”することを^{ひげき} 20 意味します。もしも、見通しがあまりく、返済計画がひとつび狂うと、上に紹介した女性のような悲劇の始まりが、あなた自身にも起こります。

この女性のように返済のために新たな借金を繰り返すようになった債務者^{さいむしゃ}（借り手）は多重債務者と呼ばれ、大きな社会問題となっています。この本は、多重債務者の問題を理解して、あなたがそうならないための、もしもそうなってしまったときの解決法を^{ひら} 25 自ら切り拓くためのマニュアルです。

多重債務者にならないためには、まず、自分の収入、預貯金などの資産、家族構成、生活実態など、さまざまな要素をよく考え、無理のない消費生活をおくることが重要です。そのうえで、いつか、あなたがカードを作ろうと思ったとき、消費者金融会社やクレジット会社などからお金を借りようと思ったとき、その前にもう一度この本を開いて^{よちょきん} 30 みて下さい。きっと役に立つと思います。

¹ このような資格は実在しません。あたかも新しい国家資格のようにみせかけて、高額の講座学習料を要求する悪質商法（「資格商法」と呼ばれます）があとを絶ちません。

² 消費者のニーズに応じて金銭を直接貸し付けることを消費者金融と呼び、銀行、クレジット会社、消費者金融会社などが消費者向けにさまざまなローンを提供しています。

プロlogue —きみならどうする?—

1. どうしても20万円のバイクが欲しい。でも、お金が足りないというとき…

- ① お金をためてから買う。
- ② 消費者金融会社から借りる。
- ③ クレジットカードで買う。
- ④ お金が足りないので当面はがまんする。



5

2. 「スノボに行くのにちょっとお金が足りないんだ。身分証明書をもっていないので、きみの免許証で消費者金融会社から5万円でいいから借りてくれない? 帰ってきたらすぐ返して、きみには絶対迷惑をかけないよ。約束するから…」と友達から頼まれたとき……

- ① 友達の言葉を信用して「今回だけ」と念を押して借りてあげる。
- ② 5万円では大変だからとりあえず3万円だけ借りてあげる。
- ③ 断る。
- ④ 自分のお金を少し貸してあげる。
- ⑤ 自分が借りるのはイヤだが、保証人ならなってあげる。



10

3. 10万円をクレジットカードのキャッシングで借りることにした。パンフレットには年利15%と書いてあったが、1年後に全額を返すとすると、返済額は…?

- ① 100,150円
- ② 101,500円
- ③ 115,000円



15

1 ザ・借金

◆お金をしてと頼まれたけど……

きみは知らない人から「お金を貸してくれ」と頼まれて、「はい、どうぞ」とすぐ貸しますか。貸すわけないヨ！って、どうしてですか。「だって、ちゃんと返してくれるかどうか、わからないじゃん」。そのとおりです。貸したお金は返してもらわなければなりません。

だから、本当に約束どおり返してくれる人かどうか、そこが誰でも一番心配なわけです。



◆“担保”がなければ…

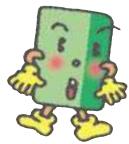
一昔前の人々は、お金に困ると、着物や高級時計などをもって質屋へ行き、それらを預けるのと交換にお金を借りました。この時、質屋に預けたものが**担保**（質草）と呼ばれます。約束の日までに返せなかったときは、この預けた物がお金の代わりに質屋のものとなります。

もっと多額の借金を申し込む場合は、貸し手は借り手に本当に返せる能力があるかどうか、**慎重**（じんちょう）に調査します。そして、土地や家を担保にして、やっと貸してもらえるのです。

担保とは

お金の借り手が借金の保証として貸し手に提供する物。借金などが返せなくなったときに、国（裁判所）の手続きで強制的に売られるなどし、その代金が返済金にあてられるものです。土地や家、マンションあるいは自動車などが担保になります。このような物による万一の保証のほかに、保証人のように人による担保もあります。

クレジットもローンも借金！



◆いつでもだれでも簡単に、でも……

たとえば「ちょっと旅行に行くお金が欲しいな」と思ったとき、消費者金融会社は無人契約機やコンビニのATMでカードキャッシングができるサービスを提供しています。今1万円しかもっていないあなたでも、クレジットを使えば、サインひとつで20万円もするバイクを簡単に手に入れることができます。クレジットカードがあればもっと簡単です。「いい時代」とあなたは思うかもしれません。5

でも、おかしいと思いませんか。

◆よく考えてみよう

「旅行に行きたい」と思っても、お金がなくて誰も貸してくれないとしたら、あきらめるほかありません。10万円の現金を今もっている人でなければパソコンが買えない¹⁰としたら、1万円しかないあなたはガマンするしかありません。

そこで、あなたはあきらめますか。それとも、クレジットや消費者ローンを使って旅行に行くことや、パソコンを買うことを選びますか。

もちろん、住宅を手に入れるようなときには、ローンはなくてはならないものです。でも、お金がないのに目の前にある商品を手にいれようと、クレジットやローンを安易に利用するのは危険です。無理なく返済できるかどうか、よく考えてみる必要があります。15



2 カードのはなし

◆世の中、カード時代！

カード カード カード…電車でもバスでも、プリペイド型のカードやチャージ型のカードを利用する人が増えています。財布の中を見て下さい。銀行や郵便局のキャッシュカードに各種のプリペイドカード、それにメンバーズカード、お店のスタンプカードまで、実際にたくさんのカードが入っていることでしょう。

金融機関のキャッシュカードにはデビットカードとも呼ばれるものもあって、現在では大型家電店やスーパー、専門店などでカードの提示とレジの端末機への暗証番号の打ち込みで、現金同様に支払いができる機能を備えるようになりました。また、ほとんどのコンビニ店ではATM機を設置して、現金の引き出しが容易にできるようになりました。

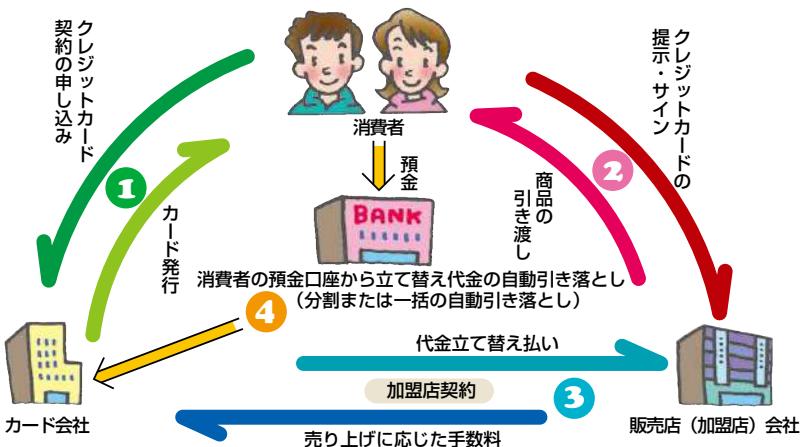
◆クレジットカードの使用は借金をすること、という意識を！

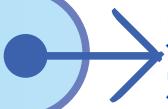
クレジットカードは、現金をもっていなくても、カードを店に提示すれば、ショッピングや旅行などのサービスを楽しむことのできる便利な“ツール”（道具）です。

クレジットカードを作ることは、カード発行会社に対して将来の“立て替え払い”や“分割払い”的依頼を事前にまとめて申し込むことです。買いたいもののたびにクレジット契約をするのは面倒ですから、手続きをより簡単にしたものといえます。ですから、カードを利用することは、代金を後払いにするだけのこと、借金をすることと全く同じです。

クレジットカードを利用したショッピングのしくみ

（三者間クレジットカードの場合）





カードは“ドラえもんの
ポケット”ではありません



◆プラスチックマネーって何？

今、クレジットカードは、カード会社だけでなく、デパートやスーパー、航空会社なども発行していて、全国で約2億7,800万枚（2018年3月末）にもなります。成人1人当たり2.7枚のクレジットカードをもっていることになります。さまざまな支払いのためのカードが増えて、近い将来、財布をもち歩く必要のない時代がくるかもしれません。5

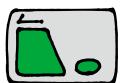
クレジットカードのことを紙幣に対して、とくに“プラスチックマネー”とも呼びますが、これは何枚ももっていてもけっしてお金の代わりになるわけではなく、使用した場合は、借金をしている、という意識を頭に入れておきましょう。

◆さまざまなカード

プリペイドカード 鉄道やバスのカード、図書カード、ギフトカードなどのように、事前に一定額を支払って購入し、その額の範囲内で使用できるカード。10



チャージ型カード（ICカード） 交通機関の利用やコンビニエンスストアでの支払いなどで使えるカード。あらかじめ一定額の現金をカードにチャージして使用し、不足を生じたらチャージ対応機で現金を追加できる。



キャッシュカード 銀行などに口座のある人に発行されるカード。銀行などの営業時間外でも暗証番号や生体認証*によりATMで預金や引き出しができる。15



*生体認証：指の静脈パターンなどを読み取って本人確認を行う方法

クレジットカード カードの加盟店で商品の購入をするとき、提示とサインまたは暗証番号の入力のみで支払いが可能となるカード。あらかじめ審査のうえ、クレジット会員として申し込むと、カードが交付される。実際の支払いは、分割払いや一括払いにより、後日、カード会社からの請求によって行う。20



デビットカード 預金口座の残高の範囲内で支払いが可能となるカード。提示と暗証番号入力またはサインを行い、利用額は銀行口座から即座に引き落とされる。キャッシュカードがデビットカードを兼ね国内の加盟店で利用できるもののか、最近では銀行がクレジットカードの国際ブランドと提携して発行するデビットカードが増加しており、海外やネットショッピングでも利用できる。



カードがあなたを
くれるのではあります
ません！

カードの落とし穴

◆こんなことにならないようにご用心！

- カードがあると買い物過ぎ、借り過ぎ、遊び過ぎ。
- カードを使いなれると、自分の実際の収入を忘れ、手もちのお金がわからなくなる。
- うっかり支払い日を忘ると、たちまち高い延滞料（遅延損害金）をとられる。
- カードを落としたり盗まれたりして、他人に使われてしまうと、きみに請求がくる。

3 クレジットのはなし

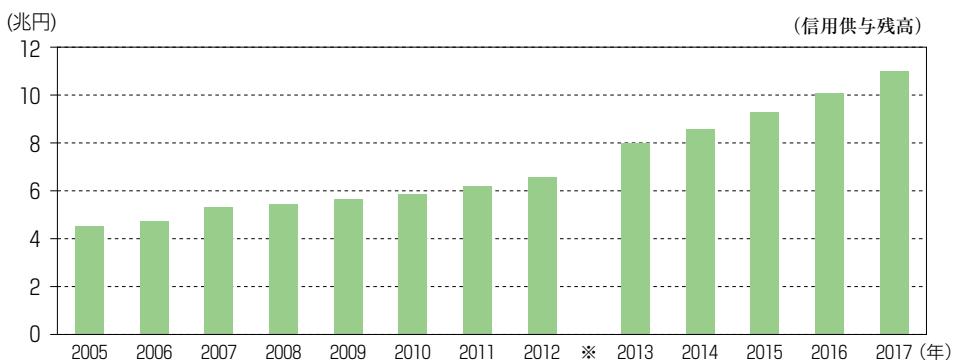
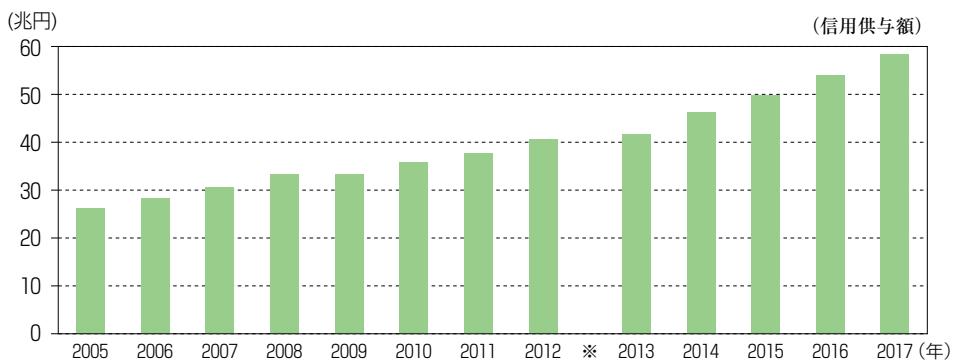
◆クレジットってどんなしくみ？

ブランドものの財布や洋服を買ったり、車の免許をとったりするには、必ずお金を支払わなければなりません。その場合、現金で全額を払う代わりに、何回かの分割払いにしたり、数ヶ月先（例えばボーナス日）に支払日を延ばしてもらう方法などがあります。

- 5 また、自分の代わりに第三者（クレジット会社など）に代金全額を立て替えてもらい、クレジット会社にあとで支払うこともできます。これらをクレジット契約といいますが、クレジットを使うことは“借金”をすることと全く同じであることに注意しましょう。

◆クレジット市場の推移

クレジットカードショッピング



※2013年より集計方法の見直しを行っているため、2012年以前の数値との連続性はない。

(資料：日本クレジット協会)

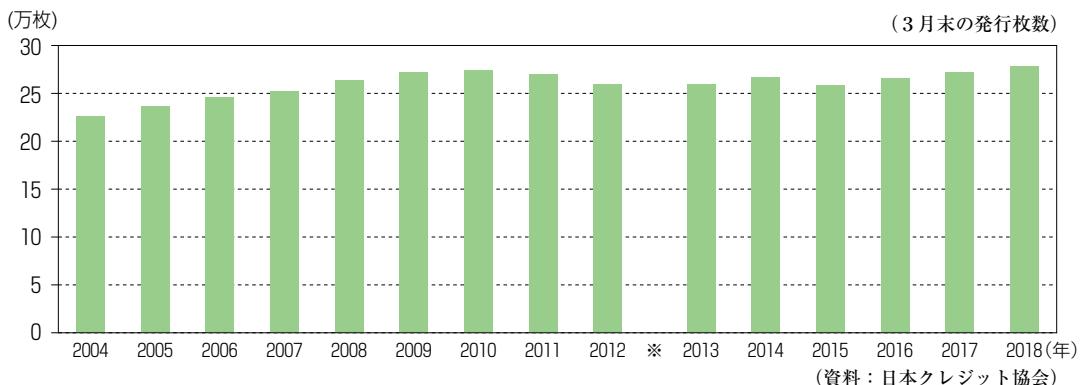
クレジットカードを使って買い物をする金額は、上図のように増加しています。クレジットカードの利用残高も、下図のように増加しています。



クレジットは夢のしくみ?

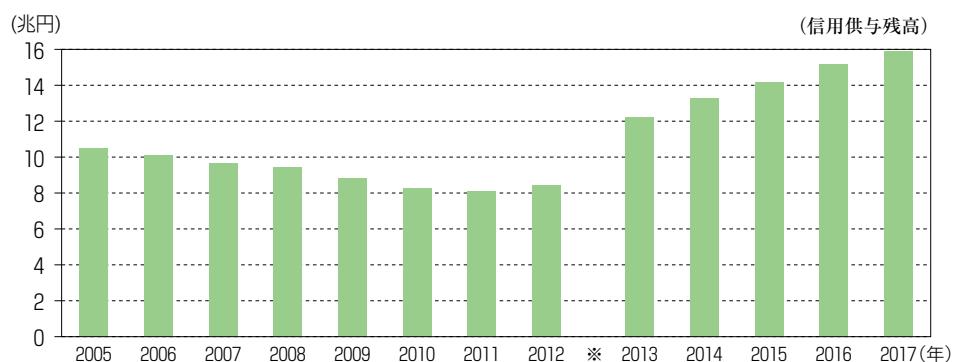


クレジットカード発行枚数



クレジットカードの発行枚数は、2018年3月末では約2億7,800万枚です。成人1人が平均では2.7枚のクレジットカードをもっていることになります。

ショッピングクレジット



※2013年より集計方法の見直しを行っているため、2012年以前の数値との連続性はない。

(資料:日本クレジット協会)

クレジットカードを利用せず、商品を購入するときにクレジットを申し込む方法があります（ショッピングクレジット、個別販売信用）。その利用金額（上図）や利用残高（下図）は、減少傾向にありましたでしたが、最近では再び増加しています。

3 クレジットのはなし

◆クレジットは消費者に便利なだけか……

クレジットは、手元に現金がない場合、消費者（物を買う側）にとって便利である一方で、分割払いにしても立て替え払いにしても、クレジットを利用すれば、手数料という名の利息をつけて払う必要があります。

- 5 実は販売業者（デパート、専門店など）やクレジット会社はもちろん、金融機関（銀行など）にも利益（メリット）があることを知っていますか。



“販売店の利益” 手もち金が少ない人にも商品をすすめることができます。そのため、買う人が増え、売り上げが多くなります。クレジットカード会社などに立て替えてもらえば、売り上げ金が確実に入ります。



10 “クレジット会社の利益” 立て替え払いをした消費者から年12～15%の手数料（ショッピング手数料）を受け取るばかりでなく、販売店（加盟店）からも年1～7%の手数料が入ります。



15 “金融機関の利益” クレジットを利用する人の支払いは、銀行などの口座から自動引き落としされることがほとんどなので、金融機関のお客が増え、預金の取り引きも当然に増えます。

失敗しないための 5 つのアドバイス

20 キャッチセールス、
アポイントセールス、
悪質な訪問販売があな
たを狙っています。

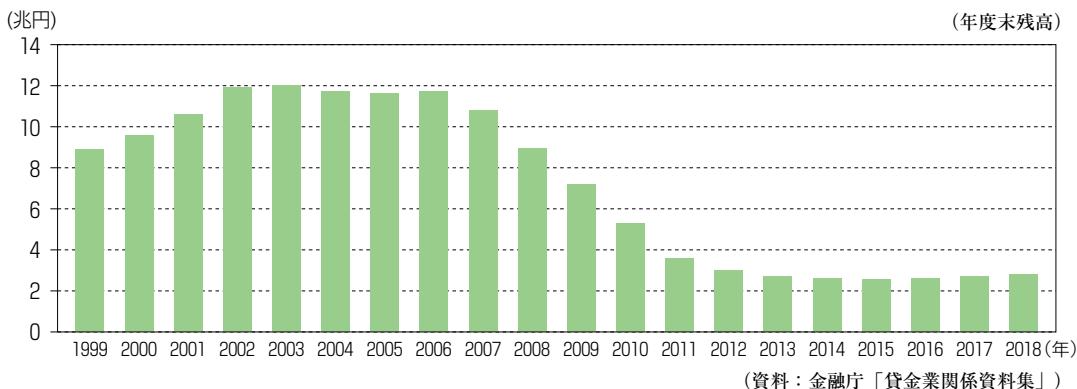
- うまい話には近づかない。
- その場ですぐにサインをしたり印鑑（はんこ）を押したりせずに、契約書や説明書をもち帰るなどして、よく読んで確かめる。契約を急がせるセールスはあやしい。
- おかしいと思ったらきっぱりと断る。
- 買う前に家族とよく話し合う。
- 一人で悩まず、すぐに相談を。 ➡ p.45



◆消費者金融

消費者金融は、消費者にお金を貸すことです。これもクレジット（消費者信用）の一部です。

貸金業者の消費者向け貸付（無担保）

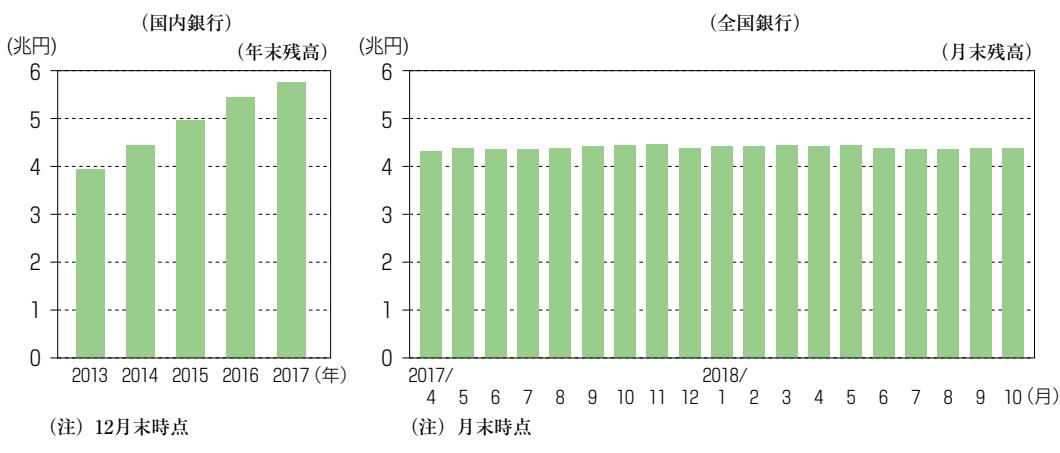


貸金業者の消費者向け貸付（無担保）の残高は、2007年から減少に転じましたが、最近はほぼ横ばいとなっています。

5

銀行のカードローン等

銀行も消費者向けにカードローン等を行っています。ここ数年増加してきましたが、最近はほぼ横ばいとなっています。



4 多重債務者のはなし

◆借金からの悲劇をくり返さないために

国民生活センターが実施した「多重債務110番」に寄せられた相談から

3,000万円を超えた借金で夫がヤケに…



- 5 消費者金融会社11社から夫婦で800万円、住宅ローン2,600万円、車のローン等210万円の借金がある。夫はトラックの運転手だったが、
3月に事故を起こし失業中。私も求職中で収入はない。住宅ローン
も3月から支払っていない。銀行から代位弁済（本人に代わって保
証会社などが支払うこと）するという通知がきた。車のローン（140
万円）も払えず信販会社が車を持っていった。夫はヤケを起こし、
10 借金はほっとけばいいと言う。私は、弁護士相談を受けたが、自己破産するより方法は
ないと言われた。夫は住宅ローンも車のローンも連帯保証人がいるので破産できないと
言う。（30歳代、主婦）

業者に勧められるままに…



- 15 住宅を購入後、収入が半減したので消費者金融会社から30万円を
借りた。半年後、業者から借り入れ限度額を50万円になると勧められ、最初は断ったが、ズルズルと応じた。これを機に債務が増え、
返済困難。現在、住宅ローンの返済のほか、消費者金融会社とクレ
ジット会社が計13件、240万円、住宅ローンを含め1ヶ月の返済額
は39万円に上がっている。家を手放したくはないので自己破産は避
けたい。（47歳、男性、給与所得者）

チラシ広告の仕事にだまされて…



- 25 新聞の折り込み広告を見て宅配業の代理店契約を2件行った。ク
レジットと消費者金融会社で計280万円の契約を行ったが、収入が
なく返済できない。最初の契約では225万円の契約金を消費者金融
会社2社から借りた。月約40万円の収入があると言われていたが、
収入がなく苦しかったので、2件目は別の業者と契約した。契約金
60万円はクレジット会社と消費者金融会社から借りた。これも月2
万円ぐらいの収入にしかならない。（35歳、男性）

悲しき多重債務者からの メッセージ…



◆消費者金融会社は質屋や銀行とどこがちがうの？



質屋から借錢をするときは必ず品物（着物・宝石・時計など）を代わりに預ける必要があります。これを質草といつて、「借錢を期日までに返せなかったら質屋さんがこの品物を売って、私の借錢の返済にあてて下さい」という意味があります。ですから、質屋ではその品物の価値の範囲内の金額しか貸してもらえない。

5



銀行は、お金を預かるだけではなく、利息をとつてお金を貸すところです。定期預金などがある場合には一定額までローンが利用できますが、新たに個人が貸し付けを希望する場合には、収入の証明や保証人の依頼など、所定の手続きが必要になってきます。

10



クレジット会社は、銀行と違つて預金はできません。審査のうえ、クレジットカードを発行して、利用者に代わつて立て替え払い（＝貸し付け）をして、後日請求します。カードを発行しないでショッピングのつど、利用者の信用度をチェックして貸し付ける方法もあります。

15



消費者金融会社の場合は質屋や銀行とちがいます。質草のような品物はいりませんし、銀行のような書類も必要ありません。健康保険証や運転免許証があれば、お店の窓口や無人契約機で、審査の上、30万円くらいまでは貸してくれます。手軽な反面、銀行などよりはるかに高い利息となっています。

20

◆消費者金融会社は借りやすいが、借りすぎにはくれぐれも注意！

消費者金融会社は、駅前に派手な看板広告を出したり、テレビCMを流して営業しており、「生活費が足りない」、「旅行に行きたい」などさまざまな支出目的に対し、無担保でお金を貸してくれます。しかし、借り手にとっては、借りやすい反面、利息が高いため、一度返済が滞つたり、収入が減つたりすると、計画的な返済が難しくなります。借りすぎにはくれぐれも注意が必要です。

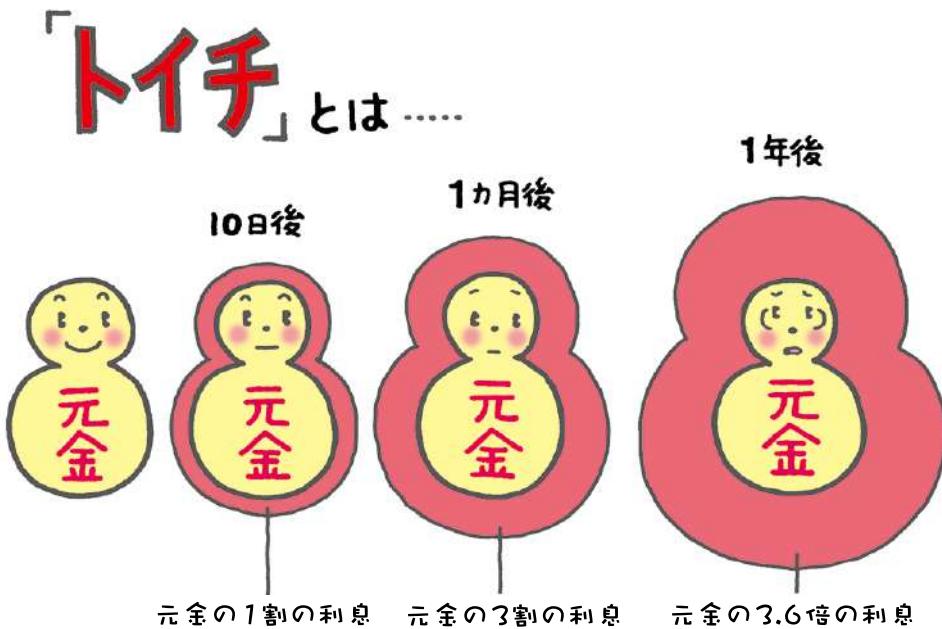
25

5 利息のはなし

◆利息の数字にごまかされてはいけません！

「トイチ」という言葉を聞いたことがありますか。10日で1割の利息を取ることをいいますが、^{ほり}暴利の代名詞に使われます。「1割」というと低い数字のように聞こえますが、1ヶ月で3割、1年後には元金の3.6倍の利息にふくれあがります。

5 利息の表示のしかたにはいろいろありますが、数字の大小や印象（たとえば「1万円借りても利息は1日コーヒー1杯分」）だけで判断してはいけません。また、表示の方法がバラバラではわかりにくいので、法律で「実質年率〇〇%」という統一した“ものさし”が決められています。



頭の体操 1 雪ダルマ算に挑戦！

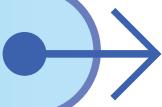
〔問題〕 Tさんは、消費者金融会社のA社から10万円を月1.5%の利息で（1ヶ月間だけ）借りました。あとで返せばいいと考え、翌月、A社に返済する元金と1ヶ月分の利息の合計額をB社から月1.5%の利息で借りてA社に返しました。その翌月も同様のやり方でC社から借りるというようにして、その後もD社、E社、F社………と続けていったとき、4年後には元金と利息の合計はいくらになっているでしょう。

あなたの予想は？

- ① 約13万円 ② 約15万円 ③ 約17万円 ④ 約20万円

(ヒント：月1分5厘の複利計算です。)

(正解はp.19)



利息の数字の見方や、 利息制限法について知ろう



頭の体操 2

どちらの利息が高い？

〔問題〕消費者金融会社A社は「10万円借りて日歩4銭の利息」と広告しています。B社のチラシには「10万円を年14%の半年複利で貸します」と書かれています。どちらの利息が高いのでしょうか。1年後の利息を計算してみて下さい。

(ヒント：「日歩」は、元金100円に対する1日の利息のこと。1円は100銭だから、日歩4銭は0.04円の利息。) (正解はp.19)

◆消費者のための利息制限法を知っていますか？

利息制限法という法律があることを知っていますか？

この法律は、お金を貸した場合の利息について、次のような制限金利を決めています。

貸したお金が10万円未満のとき…………… 年20%

貸したお金が10万円以上100万円未満のとき … 年18%

5

貸したお金が100万円以上のとき ……………… 年15%

この金利を超える部分の利息は、払わなくてよいのです。

一方、出資法と呼ばれる法律もあります。この法律は、消費者金融会社などの貸金業者の上限金利を定めています。近年まで、その上限金利は29.2%とされていました（2010年6月まで）。このため、貸金業者は上限の29.2%またはそれに近い金利でお金を貸していました。

10

このような金利でお金を借りた人は、利息制限法の制限金利を超える部分の利息は本来支払わなくてもよいのですが、借りた人が任意に利息を支払い、かつ貸金業者が法律で定める契約書や領収書を発行している場合には、有効な利息とみなされ（みなし弁済）、支払った利息の返還を請求できることもありました。

15

このような“利息制限法の制限金利を上回る金利でありながら、出資法の上限金利以下の金利部分”は、“グレーゾーン金利”と呼ばれていました。これに対し、最高裁判所も、2006年以降、みなし弁済の要件を厳格に解釈し、グレーゾーン金利を否定する借り手保護の判決を相次いで出しました。

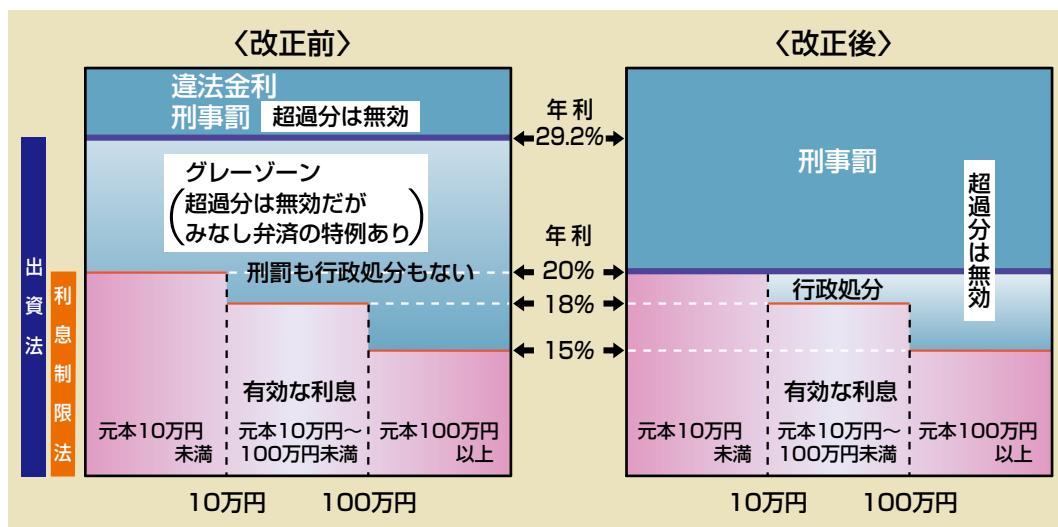
20

5 利息のはなし

多重債務問題が深刻化する中で、2006年12月、貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法）が成立・公布され、その3年半後の2010年6月には完全に施行され、出資法の上限金利は年29.2%から年20%に引き下げられました。みなし弁済の制度も廃止され、p.15のグレーゾーン金利は撤廃されました。

- 5 貸金業者は、利息制限法を超える契約を禁じられ、これに違反すれば行政処分の対象となることになりました。出資法の上限金利20%を超えると、刑事罰の対象ともなります。このことは、消費者としてぜひ知っておきましょう。

金利規制の仕組み



◆比べてみると…

- 10 貸金業法の施行を背景に、消費者金融会社の貸付金利やクレジット会社のキャッシング手数料（金利）も低下しました。

消費者金融会社の金利を、銀行の金利と比較してみましょう。

消費者金融会社の場合、銀行に比べて最大で9倍もの高い金利となっていて、4年もすれば利息が借りたお金（元金）と同じくらいになってしまいます（p.17の「複利72の法則」をみて下さい）。



| 通常の借り入れ金利（1年） | | |
|---------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| | 2007年6月 | 2018年12月 |
| 消費者金融会社 | 25～29.2% | 15～18% |
| クレジット会社 | 25～29.2%（キャッシング） 13%前後（ショッピング） | 15～18%（キャッシング） 12～15%（ショッピング） |
| 銀行 | 3～18% | 2～15% |

◆なぜ、消費者金融会社の利息は高いの？

今は超低金利時代。普通預金の金利は0.001%（2018年12月現在）です。たとえば1,000万円、これだけの大金を預けても1年後の利息は100円（税引き後は80円）。この利息、つまりは私たちが銀行に貸し付けたことによる利息です。一方、私たちが銀行から1,000万円借りると、利率の一番低い住宅ローンでも年利0.5%ほどですから（2018年12月現在）、払わなければならない利息は5万円で、預けたときのなんと500倍になります。

しかし、消費者金融会社の金利はもっと高く、年利18%が普通です。なぜ、こんなに金利が違うのでしょうか。銀行、消費者金融会社をふくめて金融サービス業は、借り入れ人の信用やリスク、調達金利などによって貸し付け金利が異なります。消費者金融会社の金利が高いのは、銀行と違って、担保や保証人なしで貸し付けを行うからです。



複利72の法則

$72 \div \text{年利} = \text{お金が2倍になる年数}$

(例1) 金利18%でお金を借りた場合

$$72 \div 18 = 4$$

約4年で借りたお金は2倍になります。

(例2) 金利30%（違法）お金を借りた場合

$$72 \div 30 = 2.4$$

約2.4年で借りたお金は2倍になります。

6 契約のはなし

◆契約とは —— 口約束もりっぱな契約

クレジットカードの利用も消費者金融会社からの借り入れも、みんな「借金の契約」です。その「契約」にもとづき、あなたは支払いを求められるのです。

契約とは、一言でいうと、法的な約束ごとのことです。「法的」というのは、もし、この約束の内容が守られなければ、国（裁判所）の力でこの約束を実現させることができるという意味です。「払わなければ裁判にかかるぞ！」とよくいわれるのはこのためです。

契約はどのようにして成立するのでしょうか。

たとえばある人が友達からノートパソコンを譲ってもらおうとするとき、その人が「5万円で買いたい」と申し込み、友達が「よし売ってやる」と答えたときに、契約は成立します。口約束でも約束は約束、りっぱに契約が成立するのです。あとから、「もう少しまけてくれ」といったり、「惜しくなったから売らない」といってもあとの祭りです。

また、ノートパソコンを売ってもらってから、「やっぱりいらない」といってノートパソコンを送り返したとしても、一度合意した契約を一方的に解約することはできません。



◆もし、契約を守らなかつたら……

5万円を支払ったのに、友達がノートパソコンを渡してくれないときはどうしたらいいでしょうか。

友達の家へ行って、むりやりに、あるいは黙ってもっててくることはできません。そんなことをしたら犯罪になります。しかし、裁判所に訴えを出して、裁判所の力で強制的に友達からノートパソコンをもってきてもらうことはできるのです。これを強制執行といいます。

反対に、ノートパソコンを受け取りながらお金を払わないときも全く同じです。友達は、パソコンを譲った相手の財布から強引にお金をもっていくことは許されませんが、裁判所は強制的にお金を取り立てることができます。ですから、「契約をしたら、必ず責任をとらされる」ということです。



「契約」はあなたを しばります



○か×か？「契約」の基礎知識クイズ

クイズ① 18歳になったK君が親に内緒でバイクを買いました。父親が、この契約を取り消してバイクを返すと交換に、代金を取りもどすことはできない。

クイズ② Mさんは真珠のネックレスを30万円のクレジットで買ったが、連帯保証人の欄に母親の名前を書いて判を押した。母親はMさんに代わって払う必要はない。

5

クイズ③ 「入会を希望しないときは、その旨を10日以内にご通知下さい。ご通知のない場合は入会いただいたものと解します」という手紙といっしょに会員カードが送られてきた。入会しない、との通知をしないと、入会金を払わなければならない。

クイズ④ DVDレコーダーを代金立て替え払いのクレジットで買ったが、DVDレコーダーの調子がよくない。信販会社から立替金の請求がきてもすぐに払う必要はない。

10

(正解はp.24)

◆未成年者の契約

未成年者（満20歳*の誕生日の前日まで）が契約をするには、親などの法定代理人の許可が必要です。法定代理人の同意を得ないで行った契約は、いったん有効に成立したあとでも取り消すことができます。これは民法に定められた未成年者を保護する規定です。
ただし、次の場合は取り消しできません。

15

- ① お小遣いのように未成年者が処分を許された範囲内の額で支払った場合
- ② 身分証明書を偽造して使用するなど成人であるように偽装した場合
- ③ 結婚した場合（成年に達したとみなされます）

* 民法改正により2022年4月1日から18歳になります。

頭の体操1の正解

- ④の、約20万円が正解です。
 A社への1ヶ月後の返済金は
 $100,000\text{円} \times (1+0.015) = 101,500\text{円}$
 B社への1ヶ月後の返済金は
 $101,500\text{円} \times (1+0.015) = 103,023\text{円}$
 C, D, E……と48回続けると、20万4,348円になります。
 通算5年後には、24万4,322円
 通算10年後には、59万6,932円
 という多額の金額になります。

頭の体操2の正解

- A社の日歩計算のほうが高い。
 A社の場合、実質年率に直すと、
 $0.04 / 100 \times 365\text{日} = 0.146$ (年14.6%) となり、借入金10万円の1年後の利息は、1万4,600円です。
 B社の場合、1年後の利息は、
 $10\text{万円} \times 0.14 \times 1 / 2\text{年} = 7,000\text{円}$ (前半期利息)
 $107,000 \times 0.14 \times 1 / 2 = 7,490\text{円}$ (後半期利息)
 $7,000\text{円} + 7,490\text{円} = 14,490\text{円}$ (1年後の利息)
 実質年率になおすと、
 $14,490\text{円} / 100,000\text{円} = 0.1449$ (年14.49%)

20

25

30

◆保証人の責任

親しい友人や親族から「絶対に迷惑をかけないので保証人になってほしい」と懇願されて、友人や親族が借金をする際に保証人となった場合、もし友人や親族が借金を支払わなかつたり自己破産の申し立て⁵p.25をしたような場合には、保証人が友人や親族に代わって借金を支払わなければならなくなります。

したがって、どんなに親しい友人や親族に頼まれても安易に保証人にならないよう気をつける必要があります。

◆保証人と連帯保証人はどう違う

保証人の場合、お金を貸した消費者金融会社などからいきなり借金の返済を請求されたとき¹⁰は、貸し手に対し、「まず先にお金を借りた債務者本人に請求してください」という権利（「催告の抗弁権」という）があります。

また、貸し手が借り手本人に請求しても返済しないため、保証人に請求してきた場合でも、保証人は、「借り手本人には借金返済の資力¹⁵があり強制執行ができる」とを証明すれば、まず借り手本人の財産に対し強制執行をするよう求めることができます（「検索の抗弁権²⁰」という）。

しかし、「連帯」という2文字の付いた連帯保証人には保証人に認められた権利がありません。

連帯保証人は借り手本人と同格²⁵とみなされるので、本人に代わって請求を受ければその支払いを拒むことはできません。

つまり、連帯保証人は単純な保証人よりそれだけ重い責任を負うことになります。



気軽に保証人
になると…



◆妻(夫)の借金でも夫(妻)は支払う義務があるのか

保証人や連帯保証人になっていない限り、原則として妻（夫）の借金について、夫（妻）には支払い義務はありません。妻（夫）が消費者金融会社などから借金する際、夫（妻）に無断で夫（妻）を保証人としても、夫（妻）は保証人としての責任は負いません。

◆子どもの借金について親の支払義務はあるのか

5

子どもの借金については、親が保証人や連帯保証人になっていなければ、親は子どもの借金について支払い義務はありません。

子どもが消費者金融会社などから借金をする際、契約書の保証人欄にあって親の氏名を記入し、押印したとしても、親は保証人としての責任を負いません。

◆親しい友人から保証人になってほしいと頼まれたらどうする

10

一般的には、消費者金融会社などに借金を申し込んで保証人を要求されるケースは、借金を申し込んだ人が既に多額の借金をかかえているなど、経済状態がかなり悪化している場合が大半です。

もし親しい友人に借金の保証人や連帯保証人を頼まれた場合は、^{あんい} 安易に保証人や連帯保証人を引き受けるのではなく、弁護士会 [p.42](#) などの適切な相談窓口をたずねてみるよう、アドバイスしてあげた方が友人のためになることが多いと思われます。

15



自己破産者の10人に1人は保証人となったことが原因

日本弁護士連合会が2014年6月に実施した全国の地方裁判所における破産申立事件に関する調査によれば、破産理由の8.97%は「保証債務」、1.90%は「第三者の債務の肩代わり」となっています。つまり、現在破産申し立てをしている人のうち10人に1人は、自分の借金が原因ではなく、他人の借金の保証人や連帯保証人となったことなどが原因で破産申し立てをしているのです。どれだけ保証人の責任が重いのかわかります [p.31](#)。

20

8 ヤミ金融のはなし

◆ヤミ金融とは

ヤミ金融とは、貸金業の登録の有無にかかわらず、刑罰が科される出資法という法律の上限金利（年20%）⁷を超える金利で金銭の貸し付けを行う金融業者のことです。

もともとヤミ金融は貸金業の登録をしないで無登録で営業を行う、まさに「闇」の業者が多かったのですが、貸金業の登録をしたうえで出資法の金利規制に違反する超高金利で貸し付ける業者も一時は数多く存在し、現在もなお存在します。

一般の消費者金融やクレジットの返済は、たいてい1ヶ月に1回なのに対し、ヤミ金融の返済は、多くが1週間か10日に1回となっています。

ヤミ金融の金利は、「トヨン」（10日で4割、年1,460%）、「トゴ」（10日で5割、年1,825%）といったものが多く、中には1日1割（年3,650%）という途方もない高金利をとるヤミ金融も存在します。

◆ヤミ金融のターゲット

ヤミ金融がターゲットとしているのは、消費者金融会社やクレジットを利用した結果、返済困難に陥っている多重債務者や自己破産者、商工ローン（事業者向けのローン）などを利用して返済困難に陥っている中小零細業者です。¹⁵

ヤミ金融は、これら返済困難に陥っている多重債務者や自己破産者、中小零細業者の名簿を不正に入手して、ダイレクトメールやFAXを送りつけて融資勧誘を行っています。²⁰

また、ヤミ金融はスポーツ新聞や夕刊紙、新聞の折込広告、チラシ、看板などでも広告をしています。

25

◆ヤミ金融の種類

ヤミ金融には、さまざまなタイプがあります。例えば、「都①業者」、「090金融」、「システム金融」、「車リース」、「チケット金融」、「クレジットカードのショッピング枠の現金化」、「年金担保金融」、「偽装質屋」などです。これらのヤミ金融は、どの業者も刑罰を科される出資法の上限金利（年20%）⁷に違反して、超高金利で金銭を貸し付けている点で共通しています。

⁷ 2006年12月に貸金業法（貸金業規制法、出資法、利息制限法などの改正法）が成立・公布され、3年半後の2010年6月に、出資法の上限金利は年29.2%から年20%に引き下げられました。





◆暴力的・脅迫的取り立ての横行

ヤミ金融はもともと違法営業を行っているので、債務者の返済が滞った場合、法的手手段による貸し付け金の回収を行わず、暴力的・脅迫的取り立てにより貸し付け金の回収を行っています。

暴力的・脅迫的取り立ての手段としては、電話、電報、FAX、手紙、貼り紙などさまざまな手段が利用されています。5

暴力的・脅迫的取り立ての対象となるのは、借り手本人はもちろん、借り手の両親、兄弟姉妹、親族、勤務先など広範囲に及びます。中には、本人とまったく関係のない同じアパートに住む住民、近所の住民などに対しても暴力的・脅迫的取り立てが行われることもあります。10



都①業者

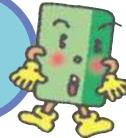
東京都知事の貸金業登録をしながら、出資法違反の超高金利で貸し付けを行うヤミ金融業者があります。このようなヤミ金融業者は、貸金業登録をして3年未満の登録番号である「都①」の業者が多いので、「都①業者」(トイチ業者)と呼ばれています。

ヤミ金融業者がなぜわざわざ貸金業の登録をするのかというと、貸金業法で禁止されている無登録営業を理由とした警察の摘発を防ぐ目的、正規の貸金業者であると利用者を欺くといった目的、広告を出しやすくする目的などがあります。

これらの業者は、都内ばかりでなく全国各地の多重債務者や自己破産者にダイレクトメールを送りつけて融資勧誘を行います。

なお、貸金業者が登録をしているかどうかは、金融庁の「登録貸金業者情報検索サービス」(clearing.fsa.go.jp/kashikin/)で調べることができます。財務局や都道府県の担当部署の電話番号も掲載されており、貸金業者に関する最新の情報を問い合わせることができます。20

8 ヤミ金融のはなし



頭の体操3

「トロク」は年利何%？

〔問題〕ヤミ金融の金利が「トロク」（10日で6割）だとすると、年利は何%になるでしょう。計算してみて下さい。

(正解はp.29)

◆ヤミ金融への対処法

5 —ヤミ金融には毅然として対処する—

ヤミ金融は被害者（借り手）が怯えれば怯えるほど、暴力的取り立てが効果的だと思い、取り立て方法をエスカレートさせてきます。ヤミ金融からは絶対に借りないことはもちろんですが、ヤミ金融に対処するには、まず被害者が勇気をもって毅然として対応し、警察に被害届を出したり刑事告訴けいじこくそを行うことが大切です。

10



090金融

「090金融」とは、ガードレールや信号機、電柱などに「宅配融資」、「来店不要、即日融資」、「テレフォンキャッシング」、「ブラックOK」、「自己破産者OK」などの言葉と携帯電話番号（090からはじまる）のみを書いた看板や貼り紙、チラシを貼って顧客こきゃくを集めて、出資法（上限金利年20%）違反の高金利で融資を行うヤミ金融業者のことです。電子メールやダイレクトメール・電話などで融資勧誘を行う「090金融」もあります。

15

090金融の利用者（借り手）は、携帯電話番号しか明らかにされないため、業者の住所など正体をつかむことができません。貸金業者は、固定電話番号を登録し、広告や勧誘の際に表示する義務があります。090金融は、すべて貸金業の登録をしていないヤミ金融ですので、絶対に手を出してはいけません。

20

p.19の「契約」の基礎知識クイズの正解

クイズ① 未成年者（20歳未満の者）は、買い物（日用品などの購入を除く）や借金をするには親の同意が必要です。同意なく行った場合、本人や親は契約を取り消すことができます。

クイズ② Mさんが勝手に母親の名を書いても、母に保証人の責任は生じません。

クイズ③ 入会するとのはっきりした申し込みもしないのに、一方的に契約を成立させることはできません。よくある悪質な押しつけ商法ですから気をつけましょう。

25

クイズ④ 故障を直してもらうか、故障のない新しいものと交換されるまで払う必要はありません。故障しているため支払わない、と信販会社に伝えましょう。

◆自己破産や多重債務者

借金を返すために借金をするという自転車操業的な借り入れにより、雪ダルマ式に額が増え、多額の債務（借金）をかかえ、返済困難に陥っている人のことを多重債務者といいます。

個人の自己破産申立件数は、^{もうしたて}2003年をピークに減少してきていますが、それでも2017年⁵の個人の自己破産申立件数は約6万9千件となっています（p.31グラフを参照）。個人の自己破産申し立ての大半は、多重債務者です。

消費者金融会社やクレジットなどを利用して返済困難に陥っている多重債務者の数は、^{みつも}貸金業法成立（2006年12月）の頃には、少なく見積っても150万人から200万人は存在するといわれていました（5件以上の利用者は2007年3月末時点で約171万人）。その後、法改正の効果が上がり、多重債務者の数は大幅に減少しましたが、それでもなお多くの多重債務者がいます（5件以上の利用者は2018年10月末で約10万人）。

多重債務者の多くは、消費者金融会社やクレジット会社への返済が困難となり、^く借金返済のための借金を繰り返すといわゆる自転車操業^{そうぎょう}をしています。

また、多額の借金を苦にして、自殺や夜逃げをする多重債務者もあとを絶ちません。

警察庁の発表によれば、2017年の1年間で多額の借金や失業、事業の失敗などの経済苦・生活苦を理由にした自殺者は、3,464人（1日当たり9人）に上っているとのことです。

自己破産・多重債務の社会的背景としてまず第1に考えられることは、貧困や格差の存在です。

第2に考えられることは、消費者金融会社のキャッシングカードやクレジットカードの利用者の増加ということです。

消費者金融会社の利用者は、約1,060万人に上ります（2018年10月末時点）。また、2018年3月末時点におけるわが国のクレジットカードの発行枚数は、約2億7,800万枚に達しており、成人1人当たり2.7枚のクレジットカードを保有している計算になります。



9 多重債務に陥らないために

消費者金融会社のテレビCMや新聞広告を見て、たった一回のつもりで気軽に借り入れをしても、その貸付金利は通常年18%となっているため、無理な借り入れを行うと、返済に困ってしまい、多重債務に陥ってしまう危険性があります。

◆多重債務に陥った場合の対処法

どんなに多額の債務（借金）をかかえていても、必ず解決する方法があります。

多重債務の解決法

| | | |
|----|-----------|--|
| 5 | 任意整理 | 裁判所などの公的機関を利用せず、貸金業者などの貸し手と話し合い、利息制限法にもとづいて借金の減額などの交渉を行うこと。ほとんどの場合、弁護士などの法律の専門家に依頼します。 |
| 10 | 調停（による整理） | 簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間にはいり、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させます。 |
| | 個人再生手続き | たとえば500万円の借金のある人が3年間に200万円を返済する計画を立て、この返済計画が裁判所で認められたうえで計画通り返済が完了すると、残りの借金が免除されるものです。 |
| 15 | 自己破産 | 裁判所に破産手続開始の申し立てをし、免責許可決定を受けると借金が免除されます。 ➡ p.29 |

◆多重債務問題の相談窓口

消費者金融会社やクレジット会社などからの多額の借金をかかえて困っている人のための相談先には、次のようなところがあります。どんなに多額の借金があっても、解決できない問題はないので、できるだけ早めに相談することが大切です。

① 弁護士会

弁護士会の法律相談センターにおいては、多重債務問題に関する相談を行うとともに債務整理を行う弁護士の紹介も行っています。消費者金融会社やクレジット会社などから多額の借金をかかえて自転車操業を余儀なくされている多重債務者も、弁護士に債務整理を依頼し、弁護士から消費者金融会社・クレジット会社に対して介入通知を出してもらえば、その場合の消費者金融会社・クレジット会社の督促・取り立ては禁止されているので、自転車操業をしなくてもよくなります。

弁護士は、任意整理・調停・個人再生手続き・自己破産などの方法により、債務整理を行っています。



弁護士会の相談料は大体30分間5,000円（消費税別途）です。ただし、多重債務相談に関しては、相談料を無料としている弁護士会が増えていきます。弁護士に債務整理事件を依頼する場合の弁護士費用については、各弁護士会で基準を定めていますが、多くの場合、多重債務者救済の観点から通常の弁護士費用基準より低額に定められています。➡p.42~43

② 司法書士会

全国各地の司法書士会も、弁護士会と同様に多重債務問題に関する相談を行っています。➡p.43~44

③ 日本司法支援センター（愛称「法テラス」）

日本司法支援センターにおける相談は無料です。同センターは経済的余裕のない多重債務者に対して弁護士費用の立て替えも行っています。➡p.44~45

④ その他

このほかに多重債務問題の相談窓口としては、全国各地の消費生活センターや日本クレジットカウンセリング協会などがあります。➡p.45~46



5

10

15

20

25

30

◆多重債務に陥らないために

多重債務に陥らないためには、次の点が重要です。

- ① 将来の収入の見通しは慎重に考え、無理なく確実に返済できる計画が立たないお金は借りない。
- ② 高金利の消費者金融会社やクレジットカードのキャッシングは安易に利用しない。
- ③ 消費者金融会社のキャッシングカードやクレジットカードを利用するときは、金利計算を必ずやってみる。
- ④ クレジットカードなどの枚数は、自分で管理できる範囲にとどめ、多くなり過ぎないように注意し、友人であっても貸さないなど自己管理を徹底する。
- ⑤ 安易に保証人にならない。
- ⑥ 返済のための借り入れはしない。
- ⑦ 返済できなくなったら早めに家族や周囲の人などに相談する。
- ⑧ 借金返済のために借金をせざるをえなくなったら、すぐに弁護士会などの相談窓口で相談する。
- ⑨ 紹介屋・買取屋・整理屋・提携弁護士、提携司法書士[†]の甘い宣伝文句にだまされない。

[†] 提携弁護士、提携司法書士：紹介屋や整理屋などの悪質な営業を行う業者と提携している弁護士、司法書士のこと。十分な注意が必要です。（→p.37）

9 多重債務に陥らないために



「自転車操業」

多重債務者の多くは、借金の返済をするために新たに消費者金融会社のキャッシングカードやクレジットカードによるキャッシング（借金）を繰り返しています。このような状態に陥っていることを「自転車操業」といいます。

5

もし、消費者金融会社やクレジットカード会社から100万円の借金をかかえた人が借金返済のために毎月年利18%の借金を繰り返した場合、借金は3年で約171万円に、6年で約292万円にふくれあがります。

自転車操業による借金の増加



「買取屋」

10

買取屋は「クレジットカードで即現金」などと宣伝して多重債務者を集めています。

買取屋とは、多重債務者にクレジットカードで、ビデオデッキ・パソコン・カメラなどの商品や新幹線の切符・ビール券などの金券を大量に購入させ、多重債務者からこれらの商品や金券を定価の30~40%くらいで下取りし、一定のマージンを上乗せして、これらの商品や金券をディスカウントショップや金券ショップに転売して多額の利益を得ている業者です。

15

当然多重債務者に対しては、クレジット会社から後日、商品・金券代金に手数料を加えたクレジット代金全額の請求がくることになり、多重債務者の借金は加速的にふくれあがります。

10 自己破産のはなし

◆「いざ」というときのために -破産制度-

経営がゆきづまって倒産する会社の話を聞いたことがあるでしょう。ビジネスは利益が上がって順調にいっているときはいいのですが、経済状況の変化などさまざまな事情で経営がうまくいかず、多額の借金をかかえて倒産するケースが少なくありません。

会社経営と同様に、個人もリストラや離婚などいろいろな事情で収入が減って、予定通りローンの返済ができなくなることもあります。5

古くは「借りたものは契約どおり返すのが当たり前」として、家族もまき込んで、一生かかっても返していくということがありました。今でも、借金を苦にして自殺したり、心中したりすることがあります。

ですから、そうしたことを避ける意味でも、クレジットやローンが一般化した今日の社会では、自己破産制度がつくられているのです。10

◆自己破産は新たな出発！

破産はアメリカでは「フレッシュスタート」（新たな出発）とも呼ばれます。つまり、借金などの返済が困難になり、将来の収入を見込んでも返済計画の見通しが立たないとき、裁判所の判断で返済不能と認められると、その時点での借金の返済が免除され、生活の立て直しが可能となるからです。15

破産は、お金を貸している債権者（貸し手）からも、お金を借りている債務者（借り手）からも申し立てることができます。お金を借りている債務者が申し立てる破産のことを「自己破産」といいます。

◆自己破産は無条件に認められるのか？20

しかし、破産すれば返済が必要なくなるとすれば、借金してはギャンブルに明けくれて返済不能となった人まで、誰もが希望すれば破産できるのは問題です。そこで、自己破産しても借金を免除するかどうかの手続き（「免責の手続き」といいます）において、ギャンブルや浪費などで多額の借金をした場合などでは、免責が許可されないことがあります。25

裁判所は免責の申し立てのあった人について慎重に判断しているわけです。

頭の体操3の正解

2,190%です。

365日÷10日×0.6=21.9=2,190% つまり、「トロク」（10日で6割）でお金を借りると、1年でもとのお金の約22倍の利息を支払うことになります。

10 自己破産のはなし

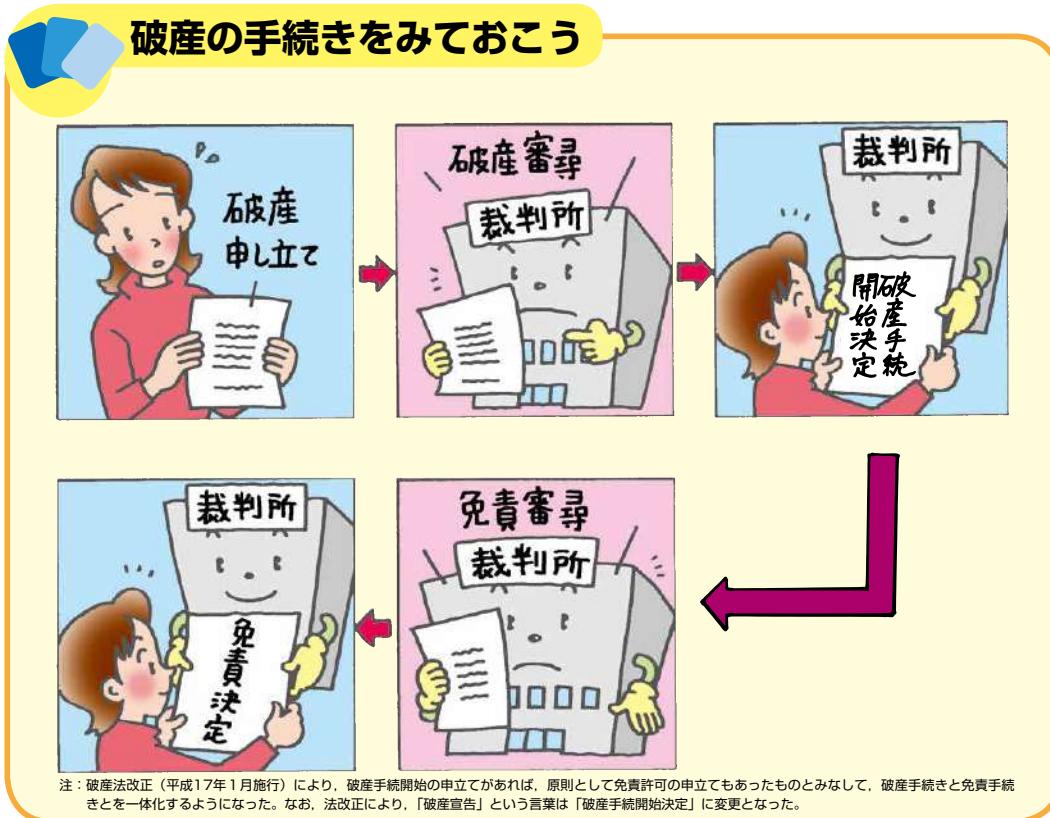
◆自己破産にともなう不利益（デメリット）とは…

自己破産をするプラス面は、膨大な借金の返済から免れることができます、マイナス面もあるので知っておきましょう。

自己破産した事実は「戸籍にのるのでは？」などという質問が時々ありますが、けつしてそんなことはありません。選挙権や被選挙権などの公民権を失うこと也没有。ただし、裁判所で破産手続開始決定がなされ、破産者となると、一定期間の職業上の資格制限があります。弁護士・税理士・司法書士などにはなれません。しかし、免責許可決定が確定すると同時に復権しますので、資格制限はなくなります。

また、破産者の住所・氏名は官報⁷に掲載されるとともに、信用情報機関のデータファイルに5~10年間記録されます。したがって、新たにクレジットカードを作ったり、住宅ローンを組んだりすることは、5~10年間はできません。

しかし、本当に大切なことは、多重債務に陥る前に、ふだんからぜいたくをしていないかなど、生活・家計を見直すことです。そうしないと、再び借り入れに頼り、ヤミ金融にも手を出してしまうことになりかねません。



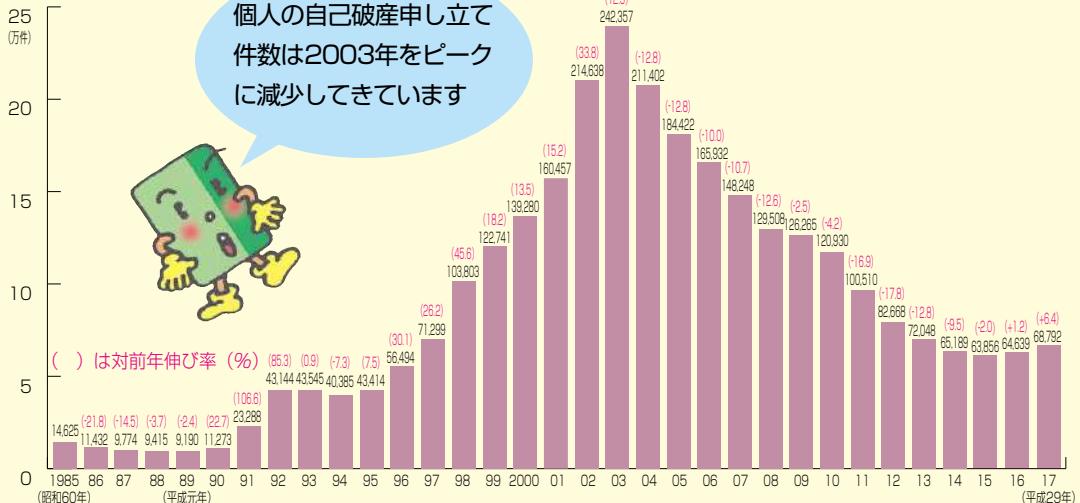
⁷官報：法律制定の告示などを掲載する政府発行の新聞。

自己破産を統計でみると

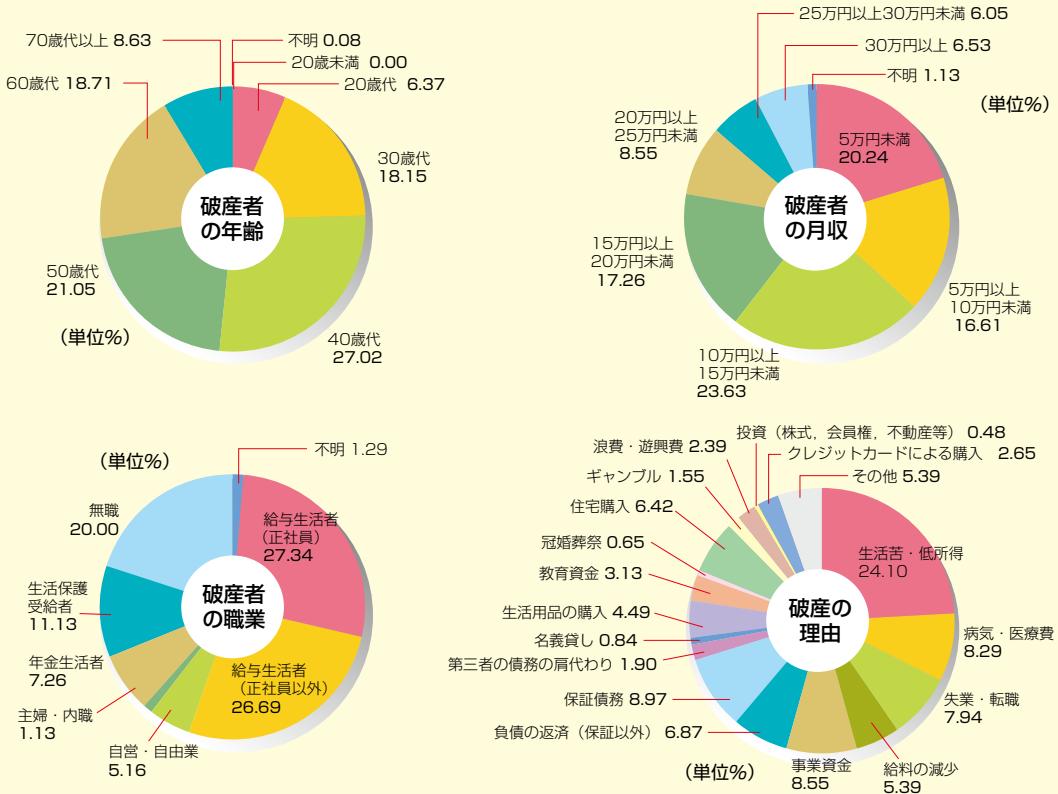


個人の自己破産申立件数の推移

(資料: 最高裁判所「司法統計」)



破産申立事件確定記録調査 (資料: 2014年、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会)



(注: 破産者の年齢は破産申し立て時)

Q & A こんなとき どうひたあいの？

ここではベテラン相談員R子さんが、あらゆる相談にこたえます！



Aさん「ハンコをおさなければ 契約は取り消せますか？」

- 電気ショップで20万円のオーディオをボーナス日払いの約束で買いました。そのときハンコをもっていなかったので、契約書には署名だけしかしませんでした。
- 5 帰り道に別の店を見たら、もっとカッコイイのが18万円で売っていましたので、こっちを買いたいと思います。前の契約はハンコを押していないので、契約を取り消せますか。



相談員R子「契約書がなくっても、契約は成立します」

- 契約は原則として口約束で成立します。契約書をつくることや署名や押印（ハンコをおすこと）は必ずしも必要ありません。契約書は、ふつう約束したことやその内容について、あとで言い争いにならないように“証拠”を残す意味でつくるのです。ハンコをおさなかつたからといって契約を一方的にやめるわけにはいきません。もちろん、契約書を勝手に破いても、解約したことになりません。ですから、高いものを買う場合には、いくつかの店を歩いてよく比較したうえで、一番気に入ったものに決めるようしましょう。



Bさん 「『保証人』って何ですか？」

- 友達から「クレジットでバイクを買うんだけど、保証人をつけろっていうんだ。頼むからなってくれよ、絶対迷惑をかけないから」と頼まれました。保証人ってどういうことなんでしょうか。こんな場合どうしたらよいでしょうか。



相談員R子 「保証人には全責任がまわってきます！」

- 保証人というのは、この場合は友達がバイクの代金を払わないときには「友達に代わってきみが払わなければならない人」という意味です。友達が支払えなくなったらきみの番です。日に何度も支払いの催促がきて、最後は、いやだといっても裁判所の命令で強制的にお金をもっていかれてしまいます。実際に買った友達と保証人のきみの責任は全く同じです。ですから、「保証人ぐらい」は絶対禁物。友達が本当に払えるのかをよく調べること、もし自分の方に請求がきた場合に責任がとれる金額かどうかを確かめることが大切です。



Q Cさん 「友達の代わりに借りてあげただけなのに……」

「少しお金を借りたいんだけど、おれはちょっと都合が悪いんだ。きみの名前で借りてくれないか。絶対だいじょうぶだから」と頼まれて、私の名前で消費者金融会社から10万円を借りました。私はこれを全額友達に渡して、ぜんぜん使っていないのですが、私がこの借金を返さなければいけないのでしょうか。5



A 相談員R子 「ぜんぜん使ってなくても、あなたの責任です！」

友達のためならと友情にあついのはけっこうですが、もっと慎重に考えて下さい。あなたの名前で借りてあげるということは、消費者金融会社の側からみれば、借り手であるあなたを信用して貸すのですから、返す責任はあなたにあります。借りたお金を誰が使っているかは関係ありません。「なんてひどいヤツ！」と友達をうらんでもあとの祭りです。こんなことは絶対にしないことです。10



Q Dさん 「『名義貸し』って何ですか？」

ある業者からいいアルバイトがあると誘われ、消費者金融会社のキャッシングカードを作つて試しに借り入れてみてほしいといわれました。返済は業者の方で行うからといっさい迷惑はかけないといわれ、借り入れたお金とカードを業者に渡し、普通より高額のバイト料をもらって帰りました。今になって不安になっていますが、大丈夫でしょうか。15



A 相談員R子 「名前を貸すということは全責任をあなたがもつことです！」

20

これは「名義貸し」の被害ですね。あなたの場合も、本来の借り主はアルバイトをあっせんした業者ですが、貸す側の消費者金融会社はあなたの住所と氏名を信用して貸しています。とくに消費者金融会社があなたと業者の関係を知らない以上、「名前を貸しただけだ」といっても、あなたは消費者金融会社からの請求を拒むことはできないでしょう。名前を貸すことは、最後まで責任をもつことだと理解して下さい。いずれあなたに多額の請求がくるでしょう。25

もし、誰かがあなたの免許証や健康保険証を黙つてもち出し、かってにあなたの名前で借りた場合は全く事情がちがいます。あなたには一切責任がありませんから、支払いを拒否できます。



こんなどき

どうひたあひいの？



Q Eさん「キャッチセールスに捕まってしまい…」

- 駅前で女性に呼び止められ、喫茶店で「これを飲むとやせて、肌もきれいになります。効果の上がった人はたくさんいます」と健康食品をすすめられ、1年分を45万円のクレジット契約で購入したところ、3日後に商品が送られてきました。
- でもよく考えてみると1年分も飲み続けてよいものか不安ですし、効果についても疑問に思い始めました。契約を取り消すことができますか？

A

相談員R子「耳を貸してはダメ、商品は開封せずに」

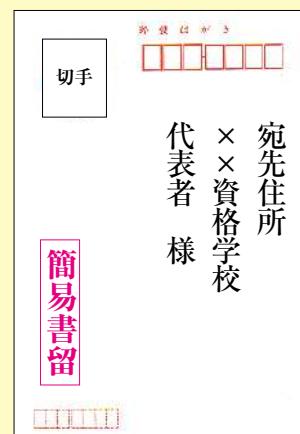
- 路上で道行く人をつかまえて、化粧品、英会話教材や会員権などを売りこむやり方をキャッチセールスと呼んでいます。あなたのように突然声をかけられ、“やせたい”と思う若い女の子の気持ちをうまく利用されて、よいことづくめの話をしつこくされると、冷静さを失ってついつい買う気にさせられてしまうものです。あとでシマッタと思っても時遅しです。セールスマンの“うまい話”は結局あとで水かけ論になってしまいますので、まず聞く耳をもたないことが一番です。

- さて、あなたのケースは、
アポイントセールスや訪問販売と同様に、契約書面を受け取って8日以内なら、クリングオフで契約を撤回または解約することができます。また、1年分の商品というのは量が多くすぎますので、もし一部を使ってしまったあとでも、残りを引き取らせることもできますから、残りの商品は開封しないようにして下さい。



解約の通知の書き方（文例）

| |
|-------------------------------------|
| ・契約日：平成○年○月○日 |
| ・業者名： |
| ・業者の住所（所在地）： |
| ・商品名： |
| ・金額： |
| 上記の日付の契約は解除します。 住所 氏名 電話番号 |
| 平成△年△月△日 |



郵便局で扱う簡易書留、できれば手紙で一般書留の内容証明・配達証明を利用し、販売会社に出しましょう。後者にすれば確実に通知を出した証拠などが残ります。平成△年△月△日と年月日をいれます。



Q Fさん 「親の借金でも子が支払わなければならないですか？」

私の父親が、消費者金融会社からの借金を苦にして蒸発してしまった、母親は病気で入院してしまいました。消費者金融会社から父親の借金を返済するように督促されています。

本当に私たちが払わなくてはいけないのでしょうか。

5



A 相談員R子 「親と子は“他人の関係”です！」

まず、“親の借金は子の借金”ではありません。親と子は別々の人間です。消費者金融会社から金を借りたのが父親なら、それは父親と貸し手との間の契約です。子どもであるあなたの方はもちろん、妻である母親にも、保証人や連帯保証人になっていなければ、法律上の支払い義務はないと考えてよいのです。ですから、たとえ子であるあなたが支払いを求められても、貸し手の言葉をこわがることはありません。

また、万一、父親が亡くなった場合には、亡くなったことを知ってから、または父親に借金があることを知ってから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対し相続放棄の手続きをすれば、借金を受けつぐことはありませんので、早く家庭裁判所に相談して下さい。

10

15

15

なお、入院費や生活費の問題があれば、市役所や福祉事務所へ相談に行くことをぜひおすすめします。

15



問題商法（悪質商法）の手口いろいろ

●キャッチセールス……「アンケートに答えて下さい」、「モデルになりませんか」、「絵の展示会を見に来ませんか」などと駅前や路上などで声をかけ、喫茶店や営業所で契約させるやり方。化粧品、エステ、会員権、絵画などの勧誘が多い。

20

●アポイントメント……「大至急連絡を」と書かれたハガキや、「抽せんに当たったから」などの電話で喫茶店や営業所に誘い出して、英会話教材、宝石、会員権、マンションなどを契約させる。

20

●送りつけ商法………注文もしていないのに、本、アクセサリー、カニなどの商品を送りつけてきて、返品または購入しない意思を示さない限り、購入したものとして一方的に代金を請求してくるやり方。もちろん代金を支払う必要はありません。14日間（商品の引き取り請求をしたときは7日間）過ぎても引き取られなければ、品物を処分してもかまいません。

25

「かせぎのいいアルバイト」とだまされて、こんな商法の加害者になったり、友人を紹介してトラブルにまきこまないように注意しましょう！

「クレジットや消費者金融の借金のことで困ったときには、どこへ行けば・・？」



Q

Gさん 「借金が多くて返せなくなったとき、クレジットトラブルにまきこまれたときの相談はどこが一番いいですか？」

A
5

相談員R子 「全国の都道府県に弁護士会、司法書士会や、日本司法支援センター、消費生活センターがあります」

もし、それらがわからないときは、区役所や市役所の相談窓口で聞いて下さい。この本の巻末にこれら機関の電話番号や所在地を掲載してありますので参考にして下さい。



Q

Hさん 「相談に行くときには、何が必要ですか？」



10

A
相談員R子

借りている消費者金融会社の名前と所在地、電話番号、借りた金額、借りた月日、現在の残金のメモ、契約書やカード、領収書などの資料ももって行きましょう。



Q

Iさん 「消費者金融会社やクレジット会社などの取り立てがひどいときには・・・」



15

A
相談員R子

各都道府県庁や財務局の金融課に業者の名前や取り立てのやり方を届け出て、取り締まってもらいましょう。連絡先は電話帳や「104番」の電話番号案内でわかります。暴力や脅迫を受けたとき、家の中にあがりこんで帰らないときには、最寄りの警察署へすぐ連絡しましょう。

早期解決のための5ヶ条

20

1. 苦しくなったら早目に弁護士などに相談をする。
2. 家族や職場の友人にウソをつかない。
3. 借金はすべて明らかにして隠さない。
4. むだな身の回り品を整理する。
5. 「多重債務はすぐ解決します」、「借金でお困りの方相談に応じます」などとチラシや新聞、インターネットなどで宣伝する「紹介屋」には絶対に行かない。あとで必ずひどい目にあいます。同様の弁護士や司法書士の広告でも注意が必要な場合があります。

25



紹介屋・整理屋・提携弁護士・提携司法書士に注意!!

多重債務者が急増するなかで、弁護士会などの適切な相談窓口を知らない多重債務者を食い物にする紹介屋・整理屋・提携弁護士・提携司法書士による二次被害が発生しています。

「紹介屋」は、スポーツ新聞や夕刊紙、新聞の折り込み広告、電話ボックスのチラシ、ダイレクトメールなどに「借入件数多い方でも即刻融資」、「低利切替一本化」などとおとり広告を出して、多重債務者を集めています。とくに、最近では紹介屋がNPO法人（特定非営利活動法人）の認証^{にんしょう}を取得して、「借金苦解決」、「一人で悩んでいませんか」などと広告を出して、多重債務者を集めているケースもあります。

「紹介屋」は、多重債務者に消費者金融会社やクレジット会社を紹介して紹介料を受領したり、多重債務者を提携する弁護士・司法書士の事務所に紹介して、提携弁護士・提携司法書士の事務所から多額の紹介料を受領しています。

提携弁護士・提携司法書士の事務所には、通常「整理屋」が入り込んでおり、整理屋が中心となって債務整理を行うとともに、事務所経営の主導権も握っています。複数の提携弁護士・提携司法書士の事務所を支配下におく大きな整理屋グループも出現しています。

「提携弁護士・提携司法書士」は、整理屋に自分の名義を使用させるのと引きかえに顧問料^{こもんりょう}名目で高額な名義貸料^{めいぎがりょう}を受領するだけで、債務整理事件の処理にはほとんど関与^{かんよ}していません。

また、2000年10月1日より日本弁護士連合会が弁護士業務広告を自由化したため、JRや地下鉄・バスの車内や、スポーツ新聞・週刊誌などに、「借金の債務整理をやります」、「自己破産・任意整理・個人再生手続きが専門です」、「一人で悩まず今すぐ相談を！」などと広告を出す提携弁護士も登場しています。

「整理屋」のように弁護士でないものが弁護士の名義を借りて債務整理事件を取り扱ったり、「紹介屋」のように紹介料を受領して債務整理事件を紹介あっせんすることは、弁護士法に違反し処罰されます。また、「提携弁護士」や「提携司法書士」が、紹介屋から債務整理事件の紹介あっせんを受けたり、整理屋に自分の名義を利用せることは、同じく弁護士法に違反し処罰されます。



エピローグ —豊かなくらしへのメッセージ—

かける ゆか
翔と由佳の場合

part 1 楽しいリッチな恋人時代

翔と由佳は恋人どうし。二人とも社会人1年生。半年後の結婚も決めた。幸せいっぱいのカップル。毎週日曜日には翔のスポーツカーでドライブ。夜はカラオケに行ったり、
5 シックにフランス料理で決めたり、いつも翔のおごりだった。代官山でブランドものの
靴を買ってくれたこともある。



先日、はじめて由佳は翔のマンションへ行った。そのとき由佳はびっくりした。

部屋に入ると、モノがいっぱいあった。ワンルームにオーディオコンポとDVDプレイヤーに大画面テレビ、クロゼットが二つ、デスクトップのパソコンや豪華なソファまで。それでいて、意外と部屋がかたづいていること。

由佳は、デートのときのバリッときめた翔の姿と、けっこうリッチにみえるマンション住まいが、彼の給料のわりに無理をしているのではと、少し不安がよぎったが、嫌いになったわけではなかった。やがて二人は結婚。由佳は結婚退職も考えてみたが、やはりOL生活を続けてがんばることにした。

part 2 「リッチ」の裏側、しのびよる影

楽しさいっぱいの新婚生活もつかの間、しのびよる暗い影。毎日のように届くクレジットの督促状。とくそく自宅にかかる消費者金融会社からの返済催促の電話。さいそく



考えてみれば、手取り15万円そこそこの翔がフランス料理をごちそうしてくれたり、贈りものを買ってくれたりリッチすぎた。由佳は今になってやっとそれに気づいた。それなのに、翔は今でもまだカードでスーツを新調し、車を買いかえ、マンションもう少し広いところへ引っ越そうともしている。

やがて二人の危機。翔の借金はこのときクレジット会社10件、消費者金融会社8件、合計600万円。由佳は友人にすすめられて、しぶる翔を連れてとにかく弁護士会の無料相談へ行った。

part 3 生活のたて直しに向けて

翔と由佳は、弁護士と相談の結果、クレジット会社と消費者金融会社の借金を、次のようにして解決することにした。

①まず、分割払いを続けている車やパソコンなど12点のうち、本当に欲しいものだけを選んで、他は売って処分する。車は欲しかったが、保険料や税金などの維持費のほかガソリン代や高速料金など知らないうちにお金がかかるので我慢することにした。手元に残ったのはオーディオコンポだけ。それでも、まだ残りの借金をしばらくは支払わなければならなかった。

②消費者金融会社からの借金の整理は弁護士に依頼した。翔は、最近まで消費者金融会社から請求される利息を払っていた。しかし、由佳に気づかれないようにと領収書を破り棄てていたので、整理にはかなり手間がかかった。それでも毎月5万円ずつ、ボーナス時8万円で3年間の長期に分割して払えば完了するように話がついた。

③これから3年間の支払いを続けていくために、二人で協力していくことを相談し、毎月の生活費がどのくらいかかるのかをつかむため、家計簿をつけることにした。



part 4 苦しい生活の中から得たものは……

それから1年。とにかく二人はがんばった。二人は新しい生活になれていった。

物がなければならないなりに、いや、ないためにかえってよいこともあることがわかつってきた。二人は、今度はクレジットではなく、毎月の収入から少しづつためて、いつか温泉の旅にでも出かけたいと思っている。目標をつくって貯金する。二人が出会ったころには考えられなかったこと。でも何だか仕事にもやる気がわいてきた。これでやっと一

5



人前の夫婦になれたような気がしてきました。由佳はこれからもずっと仕事を続けていこうと決心した。

ときどき郵便受けに入ってくる「消費者ローン」や「クレジット」のダイレクトメールやチラシは、翔も由佳もすぐに捨てるにしている。

part 5 本ものの“豊かさ”を

10 テレビやインターネットを見ていると、便利なもの、カッコいいものがいろいろ宣伝されています。今財布にお金がなくても、カードさえあれば、ブランド物でも何でも、サインひとつで手に入れることができる“カード社会”，とても便利な時代です。でも、クレジットカードはお金の代わりではありませんから、結局あとで支払うことになるだけの話です。

15 ひとつだけなら大したことはなくとも，“便利さ”について利用癖^{りょうへき}がついて、しだいに毎月の支払いも当然増えていきます。あなたの将来の給料が、カードの支払いのために、あなたの自由にはなりません。「アルバイトをすれば」、「次のボーナスで」など将来の収入をあてこんでも、そのとおりにいかないことはよくあることです。私たちはロボットではありません。生身の身体をもった人間です。ケガもすれば病気もします。私たちの日常生活では常に“予測”に反したことが起きることを忘れてはなりません。「自分だけは……」と過信することは最も危険です。

大切なことは、毎月の収入の範囲で生活していくことです。だから、欲しいと思っても今本当に必要なものかどうか、よく考えてみましょう。今月は苦しいからといってお金を借りてしまえば、来月はもっと苦しくなります。来月も借りれば、その翌月はもっともっと苦しくなります。

そして最後に、みなさんによく考えてほしいこと、それは「豊かなくらしってどういうことなんだろうか」ということです。翔と由佳の生活を参考にして話し合ってみて下さい。

読み終えて、これから…！

『きみはリッチ？　—多重債務に陥らないために—』はこれで終わりです。3ページの「きみならどうする？」に対するあなたの答が出ましたか。



この本は、みなさんに豊かな生活感覚と正しい金銭感覚を身につけて、実社会にスタートしてほしいと願ってつくられたものです。この本を読み終えた今、もう一度これまでの自分の生活を見直してみるために、次のようなことをしてみませんか。

5

① こづか 小遣い帳をつけて、自分のお金を計画的に使う練習をしましょう。

② わが家の家計簿を見せてもらい、家族がくらしていくのにお金がどんな使途でどれぐらいかかっているか、調べてみましょう。住宅ローンがどれだけあるのか、知っておくのもいい勉強です。

10

③ 自分の生活に本当に必要なものは何かを見直してみましょう。

④ できるだけお金をかけずに“豊かな生活”をつくる方法はないか、どうしたら“カードのとりこ”にならないですむかなど“クレジット社会の中でのくらし方”について考えてみましょう。

15

⑤ 悪質な商法の被害者にならないように気をつけると同時に、自分が加害者となつて他人の生活を破壊することのないようにするには、どうしたらよいか考えてみましょう。

20

この本を読んだ感想はどうでしたか？いっしょに読んだクラスでは、みんなで感想を出し合ってみて下さい。また、クレジットカードや消費者金融のしくみや、なぜ“悲劇”や“トラブル”が起きるのか、クラスのホームルームや、関連のある公民科、家庭科、商業科などの授業や、総合的な学習の時間などで、より深めて勉強して下さい。

あなた自身のたしかな生活を創るために……

弁護士会の全国の相談窓口一覧

| 会名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|----------|------------------------------|---|
| 札幌弁護士会 | 060-0001 | 札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館 7階 | 011 (281) 2428 |
| 函館弁護士会 | 040-0031 | 函館市上新川町1-3 | 0138 (41) 0232 |
| 旭川弁護士会 | 070-0901 | 旭川市花咲町4 | 0166 (51) 9527 |
| 釧路弁護士会 | 085-0824 | 釧路市柏木町4-3 | 0154 (41) 0214 |
| 青森県弁護士会 | 030-0861 | 青森市長島1-3-1 日赤ビル5階 | 017 (777) 7285 |
| 岩手弁護士会 | 020-0022 | 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館(サンビル)2階 | 019 (651) 5095 |
| 仙台弁護士会 | 980-0811 | 仙台市青葉区一番町2-9-18 | 022 (223) 1001 |
| 秋田弁護士会 | 010-0951 | 秋田市山王6-2-7 | 018 (862) 3770 |
| 山形県弁護士会 | 990-0042 | 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階 | 023 (622) 2234 |
| 福島県弁護士会 | 960-8115 | 福島市山下町4-24 | 024 (534) 2334 |
| 茨城県弁護士会 | 310-0062 | 水戸市大町2-2-75 | 029 (221) 3501 |
| 栃木県弁護士会 | 320-0845 | 宇都宮市明保野町1-6 | 028 (689) 9000 |
| 群馬弁護士会 | 371-0026 | 前橋市大手町3-6-6 | 027 (233) 4804 |
| 埼玉弁護士会 | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂4-7-20 | 048 (863) 5255 |
| 千葉県弁護士会 | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-13-9 | 043 (227) 8431 |
| 東京弁護士会 | 100-0013 | 千代田区霞が関1-1-3 | 新宿総合法律相談センター 03 (5312) 5850 (予約電話) |
| 第一東京弁護士会 | 100-0013 | 千代田区霞が関1-1-3 | 霞が関法律相談センター 03 (3581) 1511 (予約電話) |
| 第二東京弁護士会 | 100-0013 | 千代田区霞が関1-1-3 | 蒲田法律相談センター 03 (5714) 0081 (予約電話) 錦糸町法律相談センター 03 (5625) 7336 (予約電話) |
| 神奈川県弁護士会 | 231-0021 | 横浜市中区日本大通9 | 045 (211) 7707 |
| 新潟県弁護士会 | 951-8126 | 新潟市中央区学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内 | 025 (222) 5533 |
| 富山県弁護士会 | 930-0076 | 富山市長柄町3-4-1 | 076 (421) 4811 |
| 金沢弁護士会 | 920-0937 | 金沢市丸の内7-36 | 076 (221) 0242 |
| 福井弁護士会 | 910-0004 | 福井市宝永4-3-1 サクラNビル7階 | 0776 (23) 5255 |
| 山梨県弁護士会 | 400-0032 | 甲府市中央1-8-7 | 055 (235) 7202 |
| 長野県弁護士会 | 380-0872 | 長野市妻科432 | 026 (232) 2104 |
| 岐阜県弁護士会 | 500-8811 | 岐阜市端詰町22 | 058 (265) 0020 |
| 静岡県弁護士会 | 420-0853 | 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内 | 054 (252) 0008 |
| 愛知県弁護士会 | 460-0001 | 名古屋市中区三の丸1-4-2 | 052 (203) 1651 |
| 三重弁護士会 | 514-0032 | 津市中央3-23 | 059 (228) 2232 |
| 滋賀弁護士会 | 520-0051 | 大津市梅林1-3-3 | 077 (522) 2013 |
| 京都弁護士会 | 604-0971 | 京都市中京区富小路通丸太町下ル | 075 (231) 2378 |
| 大阪弁護士会 | 530-0047 | 大阪市北区西天満1-12-5 | 06 (6364) 0251 |
| 兵庫県弁護士会 | 650-0016 | 神戸市中央区橘通1-4-3 | 078 (341) 7061 |
| 奈良弁護士会 | 630-8237 | 奈良市中筋町22番地の1 | 0742 (22) 2035 |
| 和歌山弁護士会 | 640-8144 | 和歌山市四番丁5番地 | 073 (422) 4580 |
| 鳥取県弁護士会 | 680-0011 | 鳥取市東町2-221 | 0857 (22) 3912 |
| 島根県弁護士会 | 690-0886 | 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階 | 0852 (21) 3225 |
| 岡山弁護士会 | 700-0807 | 岡山市北区南方1-8-29 | 086 (223) 4401 |
| 広島弁護士会 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀2-73 | 082 (228) 0230 |
| 山口県弁護士会 | 753-0045 | 山口市黄金町2-15 | 083 (922) 0087 |
| 徳島弁護士会 | 770-0855 | 徳島市新蔵町1-31 | 088 (652) 5768 |
| 香川県弁護士会 | 760-0033 | 高松市丸の内2-22 | 087 (822) 3693 |
| 愛媛弁護士会 | 790-0003 | 松山市三番町4-8-8 | 089 (941) 6279 |
| 高知弁護士会 | 780-0928 | 高知市越前町1-5-7 | 088 (872) 0324 |
| 福岡県弁護士会 | 810-0043 | 福岡市中央区城内1-1 | 092 (741) 6416 |
| 佐賀県弁護士会 | 840-0833 | 佐賀市中の小路7-19 | 0952 (24) 3411 |
| 長崎県弁護士会 | 850-0875 | 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階 | 095 (824) 3903 |
| 熊本県弁護士会 | 860-0078 | 熊本市中央区京町1-13-11 | 096 (325) 0913 |

| | | | |
|----------|----------|---------------|----------------|
| 大分県弁護士会 | 870-0047 | 大分市中島西1-3-14 | 097 (536) 1458 |
| 宮崎県弁護士会 | 880-0803 | 宮崎市旭1-8-45 | 0985 (22) 2466 |
| 鹿児島県弁護士会 | 892-0815 | 鹿児島市易居町2-3 | 099 (226) 3765 |
| 沖縄弁護士会 | 900-0014 | 那霸市松尾2-2-26-6 | 098 (865) 3737 |

司法書士会の全国の相談窓口一覧

| 会名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|----------|--------------------------|----------------|
| 札幌司法書士会 | 060-0042 | 札幌市中央区大通西13-4 | 011 (281) 3505 |
| 函館司法書士会 | 040-0033 | 函館市千歳町21-13 桐朋会館内 | 0138 (27) 0726 |
| 旭川司法書士会 | 070-0901 | 旭川市花咲町4 | 0166 (51) 9058 |
| 釧路司法書士会 | 085-0833 | 釧路市宮本1-2-4 | 0154 (41) 8332 |
| 青森県司法書士会 | 030-0861 | 青森市長島3-5-16 | 017 (776) 8398 |
| 岩手県司法書士会 | 020-0015 | 盛岡市本町通2-12-18 | 019 (622) 3372 |
| 宮城県司法書士会 | 980-0821 | 仙台市青葉区春日町8-1 | 022 (263) 6755 |
| 秋田県司法書士会 | 010-0951 | 秋田市山王6-3-4 | 018 (824) 0187 |
| 山形県司法書士会 | 990-0021 | 山形市小白川町1-16-26 | 023 (623) 7054 |
| 福島県司法書士会 | 960-8022 | 福島市新浜町6-28 | 024 (534) 7502 |
| 茨城司法書士会 | 310-0063 | 水戸市五軒町1-3-16 | 029 (225) 0111 |
| 栃木県司法書士会 | 320-0848 | 宇都宮市幸町1-4 | 028 (614) 1122 |
| 群馬司法書士会 | 371-0023 | 前橋市本町1-5-4 | 027 (224) 7763 |
| 埼玉司法書士会 | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂3-16-58 | 048 (863) 7861 |
| 千葉司法書士会 | 261-0001 | 千葉市美浜区幸町2-2-1 | 043 (246) 2666 |
| 東京司法書士会 | 160-0003 | 新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2階 | 03 (3353) 9191 |
| 神奈川県司法書士会 | 231-0024 | 横浜市中区吉浜町1 | 045 (641) 1372 |
| 新潟県司法書士会 | 950-0911 | 新潟市中央区笹口1-11-15 | 025 (244) 5121 |
| 富山県司法書士会 | 930-0008 | 富山市神通本町1-3-16 エスピワール神通3階 | 076 (431) 9332 |
| 石川県司法書士会 | 921-8013 | 金沢市新神田4-10-18 | 076 (291) 7070 |
| 福井県司法書士会 | 918-8112 | 福井市下馬2-314 司調合同会館 | 0776 (43) 0601 |
| 山梨県司法書士会 | 400-0024 | 甲府市北口1-6-7 | 055 (253) 6900 |
| 長野県司法書士会 | 380-0872 | 長野市妻科399 | 026 (232) 7492 |
| 岐阜県司法書士会 | 500-8114 | 岐阜市金竜町5-10-1 | 058 (246) 1568 |
| 静岡県司法書士会 | 422-8062 | 静岡市駿河区稻川1-1-1 | 054 (289) 3700 |
| 愛知県司法書士会 | 456-0018 | 名古屋市熱田区新尾頭1-12-3 | 052 (683) 6683 |
| 三重県司法書士会 | 514-0036 | 津市丸之内養正町17-17 | 059 (224) 5171 |
| 滋賀県司法書士会 | 520-0056 | 大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2階 | 077 (525) 1093 |
| 京都司法書士会 | 604-0973 | 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5-232-1 | 075 (241) 2666 |
| 大阪司法書士会 | 540-0019 | 大阪市中央区和泉町1-1-6 | 06 (6941) 5351 |
| 兵庫県司法書士会 | 650-0017 | 神戸市中央区楠町2-2-3 | 078 (341) 6554 |
| 奈良県司法書士会 | 630-8325 | 奈良市西木辻町320-5 | 0742 (22) 6677 |
| 和歌山県司法書士会 | 640-8145 | 和歌山市岡山丁24番地 | 073 (422) 0568 |
| 鳥取県司法書士会 | 680-0022 | 鳥取市西町1-314-1 | 0857 (24) 7013 |
| 島根県司法書士会 | 690-0884 | 松江市南田町26 | 0852 (24) 1402 |
| 岡山県司法書士会 | 700-0023 | 岡山市北区駅前町2-2-12 | 086 (226) 0470 |
| 広島司法書士会 | 730-0012 | 広島市中区上八丁堀6-69 | 082 (221) 5345 |
| 山口県司法書士会 | 753-0048 | 山口市駅通り2-9-15 | 083 (924) 5220 |
| 徳島県司法書士会 | 770-0808 | 徳島市南前川町4-41 | 088 (622) 1865 |
| 香川県司法書士会 | 760-0022 | 高松市西内町10-17 | 087 (821) 5701 |
| 愛媛県司法書士会 | 790-0062 | 松山市南江戸1-4-14 | 089 (941) 8065 |
| 高知県司法書士会 | 780-0928 | 高知市越前町2-6-25 | 088 (825) 3131 |

| | | | |
|-------------------|----------|---|----------------|
| 福岡県司法書士会 | 810-0073 | 福岡市中央区舞鶴3-2-23 | 092 (714) 3721 |
| 佐賀県司法書士会 | 840-0843 | 佐賀市川原町2-36 | 0952 (29) 0626 |
| 長崎県司法書士会 | 850-0874 | 長崎市魚の町3-33 | 095 (823) 4777 |
| 熊本県司法書士会 | 862-0971 | 熊本市中央区大江4-4-34 | 096 (364) 2889 |
| 大分県司法書士会 | 870-0045 | 大分市城崎町2-3-10 | 097 (532) 7579 |
| 宮崎県司法書士会 | 880-0803 | 宮崎市旭1-8-39-1 | 0985 (28) 8538 |
| 鹿児島県司法書士会 | 890-0064 | 鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル3階 | 099 (256) 0335 |
| 沖縄県司法書士会 | 900-0006 | 那霸市おもろまち4-16-33 | 098 (867) 3526 |
| 日本司法書士会連合会 | 160-0003 | 新宿区四谷本塙町4-37 ホームページ https://www.shiho-shoshi.or.jp/ | 03 (3359) 4171 |
| 成年後見センター・リーガルサポート | 160-0003 | 新宿区四谷本塙町4-37 司法書士会館 ホームページ https://www.legal-support.or.jp/ | 03 (3359) 0541 |

日本司法支援センター(法テラス)の全国の相談窓口一覧

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 (おなやみなし) 法的トラブルに応じて相談窓口や法制度を無料でご案内します。

| 事務所名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|----------|---------------------------------|-----------------|
| 札幌地方事務所(法テラス札幌) | 060-0061 | 札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8階 | 050 (3383) 5555 |
| 函館地方事務所(法テラス函館) | 040-0063 | 函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5階 | 050 (3383) 5560 |
| 旭川地方事務所(法テラス旭川) | 070-0033 | 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6階 | 050 (3383) 5566 |
| 釧路地方事務所(法テラス釧路) | 085-0847 | 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1階 | 050 (3383) 5567 |
| 宮城地方事務所(法テラス宮城) | 980-0811 | 仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6階 | 050 (3383) 5535 |
| 福島地方事務所(法テラス福島) | 960-8131 | 福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4階 | 050 (3383) 5540 |
| 山形地方事務所(法テラス山形) | 990-0042 | 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階 | 050 (3383) 5544 |
| 岩手地方事務所(法テラス岩手) | 020-0022 | 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階 | 050 (3383) 5546 |
| 秋田地方事務所(法テラス秋田) | 010-0001 | 秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6階 | 050 (3383) 5550 |
| 青森地方事務所(法テラス青森) | 030-0861 | 青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2階 | 050 (3383) 5552 |
| 東京地方事務所(法テラス東京) | 160-0023 | 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13階 | 050 (3383) 5300 |
| 神奈川地方事務所(法テラス神奈川) | 231-0023 | 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10階 | 050 (3383) 5360 |
| 埼玉地方事務所(法テラス埼玉) | 330-0063 | さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6階 | 050 (3383) 5375 |
| 千葉地方事務所(法テラス千葉) | 260-0013 | 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる) 2階 | 050 (3383) 5381 |
| 茨城地方事務所(法テラス茨城) | 310-0062 | 水戸市大町3-4-36 大町ビル3階 | 050 (3383) 5390 |
| 栃木地方事務所(法テラス栃木) | 320-0033 | 宇都宮市本町4-15 宇都宮NJビル2階 | 050 (3383) 5395 |
| 群馬地方事務所(法テラス群馬) | 371-0022 | 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階 | 050 (3383) 5399 |
| 静岡地方事務所(法テラス静岡) | 420-0031 | 静岡市葵区吳服町2-1-1 札の辻ビル5階 | 050 (3383) 5400 |
| 山梨地方事務所(法テラス山梨) | 400-0032 | 甲府市中央1-12-37 IRIXビル1階・2階 | 050 (3383) 5411 |
| 長野地方事務所(法テラス長野) | 380-0835 | 長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階 | 050 (3383) 5415 |
| 新潟地方事務所(法テラス新潟) | 951-8116 | 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2階 | 050 (3383) 5420 |
| 愛知地方事務所(法テラス愛知) | 460-0008 | 名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティービル15階 | 050 (3383) 5460 |
| 三重地方事務所(法テラス三重) | 514-0033 | 津市丸之内34-5 津中央ビル | 050 (3383) 5470 |
| 岐阜地方事務所(法テラス岐阜) | 500-8812 | 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2階 | 050 (3383) 5471 |
| 福井地方事務所(法テラス福井) | 910-0004 | 福井市宝永4-3-1 サクラNビル2階 | 050 (3383) 5475 |
| 石川地方事務所(法テラス石川) | 920-0937 | 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内 | 050 (3383) 5477 |
| 富山地方事務所(法テラス富山) | 930-0076 | 富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1階 | 050 (3383) 5480 |
| 大阪地方事務所(法テラス大阪) | 530-0047 | 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1階 | 050 (3383) 5425 |
| 京都地方事務所(法テラス京都) | 604-8005 | 京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9階 | 050 (3383) 5433 |
| 兵庫地方事務所(法テラス兵庫) | 650-0044 | 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13階 | 050 (3383) 5440 |
| 奈良地方事務所(法テラス奈良) | 630-8241 | 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階 | 050 (3383) 5450 |
| 滋賀地方事務所(法テラス滋賀) | 520-0047 | 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5階 | 050 (3383) 5454 |
| 和歌山地方事務所(法テラス和歌山) | 640-8155 | 和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6階 | 050 (3383) 5457 |
| 広島地方事務所(法テラス広島) | 730-0013 | 広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階 | 050 (3383) 5485 |

| | | | | |
|--|----------|------------------|-----------------|-----------------|
| 山口地方事務所（法テラス山口） | 753-0072 | 山口市大手町9-11 | 山口県自治会館5階 | 050 (3383) 5490 |
| 岡山地方事務所（法テラス岡山） | 700-0817 | 岡山市北区弓之町2-15 | シティセンタービル2階 | 050 (3383) 5491 |
| 鳥取地方事務所（法テラス鳥取） | 680-0022 | 鳥取市西町2-311 | 鳥取市福祉文化会館5階 | 050 (3383) 5495 |
| 島根地方事務所（法テラス島根） | 690-0884 | 松江市南田町60 | | 050 (3383) 5500 |
| 香川地方事務所（法テラス香川） | 760-0023 | 高松市寿町2-3-11 | 高松丸田ビル8階 | 050 (3383) 5570 |
| 徳島地方事務所（法テラス徳島） | 770-0834 | 徳島市元町1-24 | アミコビル3階 | 050 (3383) 5575 |
| 高知地方事務所（法テラス高知） | 780-0870 | 高知市本町4-1-37 | 丸ノ内ビル2階 | 050 (3383) 5577 |
| 愛媛地方事務所（法テラス愛媛） | 790-0001 | 松山市一番町4-1-11 | 共栄興産一番町ビル4階 | 050 (3383) 5580 |
| 福岡地方事務所（法テラス福岡） | 810-0004 | 福岡市中央区渡辺通5-14-12 | 南天神ビル4階 | 050 (3383) 5501 |
| 佐賀地方事務所（法テラス佐賀） | 840-0801 | 佐賀市駅前中央1-4-8 | 太陽生命佐賀ビル3階 | 050 (3383) 5510 |
| 長崎地方事務所（法テラス長崎） | 850-0875 | 長崎市栄町1-25 | 長崎MSビル2階 | 050 (3383) 5515 |
| 大分地方事務所（法テラス大分） | 870-0045 | 大分市城崎町2-1-7 | | 050 (3383) 5520 |
| 熊本地方事務所（法テラス熊本） | 860-0844 | 熊本市中央区水道町1-23 | 加地ビル3階 | 050 (3383) 5522 |
| 鹿児島地方事務所（法テラス鹿児島） | 892-0828 | 鹿児島市金生町4-10 | アーバンスクエア鹿児島ビル6階 | 050 (3383) 5525 |
| 宮崎地方事務所（法テラス宮崎） | 880-0803 | 宮崎市旭1-2-2 | 宮崎県企業局3階 | 050 (3383) 5530 |
| 沖縄地方事務所（法テラス沖縄） | 900-0023 | 那覇市楚辺1-5-17 | プロフェスビル那覇2・3階 | 050 (3383) 5533 |
| 日本司法支援センター（法テラス） | 164-8721 | 中野区本町1-32-2 | ハーモニータワー8階 | 050 (3383) 5333 |
| ホームページ https://www.houterasu.or.jp/ | | | | |

消費生活センター等の全国の相談窓口一覧

| | | | |
|-----------------|--------------|--------------------------------|-----------------|
| 消費者ホットライン | 「188（いやや！）」番 | お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内するものです。 | |
| センター名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
| 北海道立消費生活センター | 060-0003 | 札幌市中央区北3条西7 北海道庁別館西棟 | 050 (7505) 0999 |
| 札幌市消費者センター | 060-0808 | 札幌市北区北8条西3 札幌エルプラザ2階 | 011 (728) 2121 |
| 青森県消費生活センター | 030-0822 | 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階 | 017 (722) 3343 |
| 岩手県立県民生活センター | 020-0021 | 盛岡市中央通3-10-2 | 019 (624) 2209 |
| 宮城県消費生活センター | 980-8570 | 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁1階 | 022 (261) 5161 |
| 仙台市消費生活センター | 980-8555 | 仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル5階 | 022 (268) 7867 |
| 秋田県生活センター | 010-0001 | 秋田市中通2-3-8 アトリオン7階 | 018 (835) 0999 |
| 山形県消費生活センター | 990-8570 | 山形市松波2-8-1 | 023 (624) 0999 |
| 福島県消費生活センター | 960-8043 | 福島市中町8-2 自治会館1階 | 024 (521) 0999 |
| 茨城県消費生活センター | 310-0802 | 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎1階 | 029 (225) 6445 |
| 栃木県消費生活センター | 320-8501 | 宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館7階消費者行政推進室 | 028 (625) 2227 |
| 群馬県消費生活センター | 371-8570 | 前橋市大手町1-1-1 群馬県昭和庁舎1階 | 027 (223) 3001 |
| 埼玉県消費生活支援センター | 333-0844 | 川口市上青木3-12-18 | 048 (261) 0999 |
| さいたま市消費生活総合センター | | | |
| | 330-0853 | さいたま市大宮区錦町682-2 JACK大宮6階 | 048 (645) 3421 |
| 千葉県消費者センター | 273-0014 | 船橋市高瀬町66-18 | 047 (434) 0999 |
| 千葉市消費生活センター | 260-0045 | 千葉市中央区弁天1-25-1 暮らしのプラザ2階 | 043 (207) 3000 |
| 東京都消費生活総合センター | 162-0823 | 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 | 03 (3235) 1155 |
| かながわ中央消費生活センター | 221-0835 | 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター6階 | 045 (311) 0999 |
| 横浜市消費生活総合センター | 233-0002 | 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスター4階 | 045 (845) 6666 |
| 川崎市消費者行政センター | 210-0007 | 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階 | 044 (200) 3030 |
| 相模原市消費生活総合センター | 252-0231 | 相模原市中央区相模原1-1-3 シティ・プラザさがみはら | 042 (776) 2511 |
| 新潟県消費生活センター | 950-0994 | 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ | 025 (285) 4196 |
| 新潟市消費生活センター | 951-8507 | 新潟市中央区西堀前通6番町894-1 西堀ローザ内 | 025 (228) 8100 |
| 富山県消費生活センター | 930-0805 | 富山市湊入船町6-7 富山県民共生センター内 | 076 (432) 9233 |
| 石川県消費生活支援センター | 920-8204 | 金沢市戸水2-30 | 076 (267) 6110 |
| 福井県消費生活センター | 910-0858 | 福井市手寄1-4-1 AOSSA7階 | 0776 (22) 1102 |
| 山梨県県民生活センター | 400-0035 | 甲府市飯田1-1-20 山梨県JA会館5階 | 055 (235) 8455 |

| | | | |
|-----------------------|----------|---|----------------|
| 長野県北信消費生活センター | 380-0936 | 長野市大字中御所字岡田98-1 | 026 (223) 6777 |
| 岐阜県環境生活部県民生活相談センター | 500-8384 | 岐阜市敷田南5-14-53 OKBふれあい会館1棟5階 | 058 (277) 1003 |
| 静岡県中部県民生活センター | 422-8067 | 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 | 054 (202) 6006 |
| 静岡市消費生活センター | 420-8602 | 静岡市葵区追手町5-1 | 054 (221) 1056 |
| 浜松市くらしのセンター | 432-8032 | 浜松市中区海老塚町51-1 | 053 (457) 2205 |
| 愛知県消費生活総合センター | 460-0001 | 名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター1・2階 | 052 (962) 0999 |
| 名古屋市消費生活センター | 460-0008 | 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ11階 | 052 (222) 9671 |
| 三重県消費生活センター | 514-0004 | 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階 | 059 (228) 2212 |
| 滋賀県消費生活センター | 522-0071 | 彦根市元町4-1 | 0749 (23) 0999 |
| 京都府消費生活安全センター | 601-8047 | 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ内 | 075 (671) 0004 |
| 京都市消費生活総合センター | 604-8186 | 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階 | 075 (256) 0800 |
| 大阪府消費生活センター | 559-0034 | 大阪市住之江区南港北2-1-10 アジア太平洋トレードセンター ITM棟3階 | 06 (6616) 0888 |
| 大阪市消費者センター | 同上 | 同上 | 06 (6614) 0999 |
| 堺市立消費生活センター | 590-0076 | 堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階 | 072 (221) 7146 |
| 兵庫県立消費生活総合センター | 650-0046 | 神戸市中央区港島中町4-2 | 078 (303) 0999 |
| 神戸市消費生活センター | 650-0016 | 神戸市中央区橘通3-4-1 | 078 (371) 1221 |
| 奈良県消費生活センター | 630-8122 | 奈良市三条本町8-1 シルキア奈良2階 | 0742 (36) 0931 |
| 和歌山県消費生活センター | 640-8319 | 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛8階 | 073 (433) 1551 |
| 鳥取県立消費生活センター西部消費生活相談室 | 683-0043 | 米子市未広町294 米子コンベンションセンター4階 | 0859 (34) 2648 |
| 島根県消費者センター | 690-0887 | 松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター5階 | 0852 (32) 5916 |
| 岡山県消費生活センター | 700-0807 | 岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階 | 086 (226) 0999 |
| 岡山市消費生活センター | 700-8544 | 岡山市北区大供1-1-1 岡山市役所内 | 086 (803) 1109 |
| 広島県生活センター | 730-8511 | 広島市中区基町10-52 | 082 (223) 6111 |
| 広島市消費生活センター | 730-0011 | 広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階 | 082 (225) 3300 |
| 山口県消費生活センター | 753-8501 | 山口市滝町1-1 山口県庁厚生棟2階 | 083 (924) 0999 |
| 徳島県消費者情報センター | 770-0851 | 徳島市徳島町城内2-1 とくぎんトモニプラザ5階 | 088 (623) 0110 |
| 香川県消費生活センター | 760-8570 | 高松市番町4-1-10 香川県庁東館2階 | 087 (833) 0999 |
| 愛媛県消費生活センター | 791-8014 | 松山市山越町450 | 089 (925) 3700 |
| 高知県立消費生活センター | 780-0935 | 高知市旭町3-115 こうち男女共同参画センター2階 | 088 (824) 0999 |
| 福岡県消費生活センター | 812-0046 | 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎1階 | 092 (632) 0999 |
| 北九州市立消費生活センター | 804-0067 | 北九州市戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた7階 | 093 (861) 0999 |
| 福岡市消費生活センター | 810-0073 | 福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階 | 092 (781) 0999 |
| 佐賀県消費生活センター | 840-0815 | 佐賀市天神3-2-11 アバンセ内 | 0952 (24) 0999 |
| 長崎県消費生活センター | 850-8570 | 長崎市尾上町3-1 長崎県庁舎行政棟2階 | 095 (824) 0999 |
| 熊本県消費生活センター | 862-8570 | 熊本市中央区水前寺6-18-1 | 096 (383) 0999 |
| 熊本市消費者センター | 860-0806 | 熊本市手取本町1-1 熊本市役所別館（駐輪場）5階 | 096 (353) 2500 |
| 大分県消費生活・男女共同参画プラザ | 870-0037 | 大分市東春日町1-1 | 097 (534) 0999 |
| 宮崎県消費生活センター | 880-0051 | 宮崎市江平西2-1-20 | 0985 (25) 0999 |
| 鹿児島県消費生活センター | 892-0838 | 鹿児島市新屋敷町16-203 県住宅供給公社ビル2階 | 099 (224) 0999 |
| 沖縄県消費生活センター | 900-8570 | 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県本庁舎1階 | 098 (863) 9214 |
| (青文字は政令指定都市) | | | |
| 国民生活センター 消費生活相談(窓口) | 108-8602 | 港区高輪3-13-22 ホームページ http://www.kokusen.go.jp/ | 03 (3443) 6211 |
| 日本クレジットカウンセリング協会 | 160-0022 | 新宿区新宿1-15-9 さわだビル4階 | 0570-031640 |

NOTE

■金融広報中央委員会とは？

金融広報中央委員会（事務局：日本銀行情報サービス局内）は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立・公正な立場からの正確でわかりやすい「金融経済情報の提供」と「金融経済学習の支援」を行っている団体です。

| | | |
|-------------|-------------------|----------------|
| ■ 執筆 | 弁護士 (敬称略、50音順) | 宇都宮健児 西村 隆男 |
|-------------|-------------------|----------------|

| | | |
|---------------|---------------------------|----------------|
| ■ 執筆協力 | 元日本産業専門学校講師 (敬称略、50音順) | 阿部 智子 池山 純子 |
| | 元新潟県立長岡向陵高等学校教諭 | 大根 和夫 |
| | 元東京都立第三商業高等学校嘱託 | 梶ヶ谷 穣 |
| | 青山学院大学非常勤講師 | 鈴木 辰郎 |
| | 東京都公民科・社会科教育研究会参与 | |

2003年（平成15年）3月 発行
2004年（平成16年）10月 改訂
2006年（平成18年）3月 改訂
2007年（平成19年）3月 改訂
2007年（平成19年）10月 改訂
2011年（平成23年）3月 改訂
2013年（平成25年）2月 改訂
2015年（平成27年）1月 改訂
2015年（平成27年）10月 改訂
2016年（平成28年）12月 改訂
2017年（平成29年）11月 改訂
2019年（平成31年）1月 改訂

きみはリッチ？ —多重債務に陥らないために—

知るほどと

■ 編集・発行 金融広報中央委員会
(事務局 日本銀行情報サービス局内)
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
03-3279-1111(代表) <https://www.shiruporuto.jp/>

■ 編集協力 株式会社 清水書院

■ 印刷 株式会社 アイネット



気をつけよう!
カードとお金の
使い方。



カード君

知るぽると

金融広報中央委員会

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
(事務局 日本銀行情報サービス局内)

<https://www.shiruporuto.jp/>

| | | |
|---|---|---|
| 年 | 組 | 番 |
|---|---|---|

| 名前 | | |